
平成21年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成21年12月9日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成21年12月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員（13名）

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
6番 杉 谷 早 苗君	7番 赤 井 廣 昇君
8番 青 砥 日出夫君	9番 細 田 元 教君
10番 井 田 章 雄君	11番 足 立 喜 義君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 石 上 良 夫君	

欠席議員（1名）

5番 景山 浩君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷口 秀人君	書記	三輪 祐子君
		書記	本田 秀和君
		書記	吉持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	田中 耕司君
総務課長	森岡 重信君	企画政策課長	長尾 健治君
地域振興統括専門員	仲田 憲史君	税務課長	米澤 睦雄君
町民生活課長	分倉 善文君	教育次長	稲田 豊君
病院事務部長	陶山 清孝君	健康福祉課長	前田 和子君
保健対策専門員	櫃田 明美君	建設課長	三鴨 義文君
上下水道課長	頼田 泰史君	産業課長	景山 毅君
監査委員	須山 啓己君	選挙管理委員会委員長	丸山 計信君

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） おはようございます。本日は景山議員、諸般の都合のため欠席するとの届けを受けております。報告いたします。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 初日のときに専決の議案について資料を議長を通じて求めましたが、その資料の提出の取り下げの発言をさせていただきますのでよろしくお願いします。

内容は、交通事故の賠償についての議論の中で私がガードレール、ガードパイプについての町

道に施設されております総延長の距離を資料で提出をお願いしましたけども、事務上大変大きな事務手数料がかかるようでありまして、事務のことから考えまして資料の提出を見送りたいと思いますので、その旨よろしく申し上げます。以上です。

- 議長（石上 良夫君） 亀尾議員より議案第 89 号、専決処分の承認を求めることについて、そのときにガードレール、ガードパイプの総延長の資料ということでありましたが、とても困難でありますので、今申し上げたとおり皆さんの質疑の削除について御了解いただきたいと思っております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは訂正をお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

3 番、雑賀敏之君、4 番、植田均君。

日程第 2 議事日程の宣告

- 議長（石上 良夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

- 議長（石上 良夫君） 日程第 3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに 1 番、板井隆君の質問を許します。

1 番、板井隆君。

- 議員（1 番 板井 隆君） おはようございます。1 番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。よろしく願いいたします。

昨年末にアメリカを震源とした未曾有の経済危機以降、経済危機対策によって景気が若干上向いた傾向がありましたが、円高による景気の二番底との懸念も根強く、今後さらに景気が悪化することさえささやかれております。いまだ景気の回復の兆しが見えない現状において、本町における商工業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、苦勞を抱えながら地元の産業を支えておられます。

本町のさまざまな事業を遂行するに伴い、町内商工業者を支えるための対策がなされていると

と思いますが、この育成支援策について、最初に南部町において20年度国からの緊急経済対策を初め、公共工事の契約における町内企業への工事の発注状況についてお伺いいたします。また、本町で発注する小規模な工事、修繕、物品購入、自動車整備など可能な限り町内商工業者に発注すべきと思うが、町としての基本的な考えをお聞かせください。

次に、1年前のこの場においてもきょうと同じ質問をさせていただきましたが、職員の意識改革についてお伺いいたします。一昨日、全国議員研修会における報告をさせていただきました、議員としてどうあるべきかを学んだと報告させていただきましたが、もう少し詳しく、また、職員の立場に置きかえて報告し、あわせて質問させていただきます。

地方分権の推進により税源が地方に移譲されるとともに、自己責任、自己判断による意思決定が求められ、その成果に対する責任が明確になり、町職員には政策形成能力や説明責任能力が一層強く求められます。こうした社会の変化に対応できる人材の育成を総合的かつ計画的に推進していくため、職員の意識改革の推進を図ることが必要です。多様化する住民ニーズにこたえることが求められていますが、公共サービスの展開においてはサービスの拡充と財政健全化バランスを常に勘案することが必要です。同時に、公共サービスを行うべきところに行うべき行政サービスを提供するというサービスの実質化のためには、限られた資源を選択的にかつ効率的に配分していくことが必要であります。そのためには組織を運営していく中で基本となるプラン、計画、次にドゥー、実行と、そしてチェック、評価、最後にアクション、改善のPDCAサイクルを意識した行政経営という視点を取り入れていく必要が高まっています。

財政基盤の確立については事務事業の改善に関する幅広い検討が継続的に必要です。同時に、この改善はいたずらに支出削減をねらうものではなく、住民のニーズの変化に対応するための選択と集中であり、事業の優先順位による支出の整理であるという考え方を行政内部で浸透させるのみならず、住民と共有できるよう職員は努めなければなりません。これは同様に私ども議員にも共通することであり、現状に合わせた意識改革には、見聞を広めるため研修が必要と思います。そこで職員研修について現状を伺います。

次に、地域振興協議会における支援職員の今後の状況について伺います。先日、南さいはく地域振興協議会の役員会で、会長から南部町地域振興区の設置等に関する条例の見直しについて、地域振興区条例関連等検討委員会が開催された中での近況報告がありました。最初に報告がありましたのは、この条例は期限付きの条例ではなく、この条例の附則にある、この条例は、平成22年6月30日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは同日限り、この執行を失うとあり、この条例の文言等、不備な点を改め、現状に合った条例に改正するため検討委員会で調

整中とのことでした。

次に、支援職員の配置について町の方針説明があり、来年度から現在2名の支援職員の派遣がある振興協議会については1名体制にし、さらに24年には支援職員を撤退し、各振興協議会で運営する旨の報告がありました。住民協働によるまちづくりは、まず共通の目標に向かって住民と行政が役割分担を明確にし、お互いに知恵を出し合うことがまだまだ大切であると思います。各振興協議会で作成された地域づくり計画を実行していく上で、協働の楽しさ、難しさをお互いに理解し合うことにより推進が図られるものと考えます。その実現のためにも支援職員の配置は必要で、10年先の地域づくりが構築されるまで町と振興協議会とのパイプ役は欠かすことができない存在と思いますが、町長の考えを伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、町内企業の育成支援というような観点からの御質問でございました。

町内企業への発注状況でございますが、平成20年度の決算から建設課、産業課、上下水道課、教育委員会について、土木建築関係の施設修繕費と工事請負費の発注状況を調査いたしました。発注総額は2億7,965万円、そのうち町内企業などへの発注額は1億2,739万円で、率にいたしますと45.6%でございます。また発注件数で見ますと総件数が371件、そのうち町内企業などが226件で、率にしますと60.9%となっております。

この内容を分析いたしますと、金額では学校建築や町営住宅の建築などの大きな工事は米子市の大手建築業者が受注いたしましたので、全体から見た町内企業の金額率としては45.6%と低く感じるわけでありまして、この学校と住宅建築の2件を除けば町内企業の受注金額率は75.9%となりまして、町内企業が高い受注率となっております。また件数で見ますと、道路維持修繕費45件の88%、町営住宅維持管理費59件の94%、浄化槽整備費7件では100%すべてを町内企業などが受注されている状況であります。

次に、可能な限り町内企業に工事などを発注すべきと考えるが今後の考え方はという御質問ですが、発注側の町といたしましてもできるだけ町内企業や自営業の方が受注しやすいように指名委員会でも町内企業を優先し、町内の事業者だけを限定指名して入札するとか、施設修繕などの見積もりは町内の方から出していただいて決定するなど配慮をしております。その結果が先ほどの発注状況でも御報告いたしましたように、町内企業の受注金額1億2,739万円、件数では226件と高い発注率になっているところであります。また、町から発注した建築

工事などの大型工事にあっては、部分的な工事や資材、物品などの購入には極力町内の企業や事業者を活用するように元請の大手建築業者に発注者側からの要請として強くお願いをしております。今後におきましても町内企業や自営業者の方、個人も含めて、町からの工事や業務、作業、物品購入など、少しでも町民の皆様の所得向上につながりますように町も発注者として十分に配慮しながら、町内でできることは町内でを基本に考えて執行していきたいと考えております。

議員の御質問にありましたように、可能な限り町内企業に発注すべきとの御意見でありまして、そういう配慮は当然していくところでありますけれども、一方では公共調達原則であります、よいものを安く調達するという予算執行者としての責任がございます。そうした観点から考えますと、余りに町内企業だけに限定していくことは公平な価格競争を阻害することにもなりかねませんし、幅広く受注機会を確保するといった官公需の公共性にも問題となりかねません。町としては相対する観点の中で町内企業の技術能力を勘案して発注者の意図するものが受注可能な業者かどうかを審査し、また同種の業務や小規模の工事はできるだけまとめて競争入札に付し、公正な価格競争によって良質でより経済的な発注をしていくことなどの競争性や透明性を確保しながら平成18年4月に最終改正された官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律というのがあるわけです。そういうものとの均衡を考慮して適正な発注をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、町職員の意識改革についてでございます。

町職員の研修は平成18年に策定しました南部町人材育成基本方針に基づき意欲と能力を高める職員研修を基本として、自己啓発の促進、OJTといひましてオン・ザ・ジョブ・トレーニングの略でございますけれども、の推進、職場外研修の推進を図っています。

まず自己啓発の促進についてでありますけれども、職員が自分に必要な知識及び能力をみずから習得し、みずからの意思を持って能力の開発、各種資格取得を自発的に行うことを目指しております。具体的には県が実施している通信講座を受講し、決められた期間内に終了した職員に対し受講料の一部を助成することとしております。

次に、OJTの推進についてですが、OJTとは職場で実際に職務を遂行しながら各階層の職員に求められる能力の向上を図ることを目指します。室長以上の管理職員については職員の管理、指導などを、管理職以外の職員については業務の実施方法、町民対応などを現場で習得できるように業務の遂行に当たっております。

次に、職場外研修の推進ですが、これは外部の研修機関が実施する各種研修を受講し、基本的知識または専門的知識の習得を図り、能力の向上を目指すこととしております。現在、職員の外

部研修としては、県の自治研修所が実施する研修と市町村アカデミー国際文化研究所が実施する中央研修を基本に、新規採用時、昇格時に受講する階層別研修、専門能力の向上を図る専門研修を受講しております。研修参加実績としては、本年度は中央研修に10名、県自治研修に25名、昨年度は中央研修に5名、県自治研修に16名参加しております。加えて、外部の有識者を講師に招き、その経験や専門的知識を講演いただく外部講師による研修を実施をしており、職員がふだん経験することのない事例に触れることで、幅広い視野を持った職員を育成することを目指しております。本年は山陰合同銀行西伯支店長を講師に招き、山陰の経済の現状や金融の基礎的知識を講義いただきました。今後、現在の研修体制を検証し、これまで以上に職員の能力や知識が向上できるような研修を目指してまいりたいと思っております。

次に、振興協議会の職員配置についてであります。

振興協議会の支援職員については、その設立時には設立後3年間は町職員による支援を行うと考えておりましたが、3年経過後も数年間は町からの人的支援が必要ではないかと考えております。それは支援職員が地域振興協議会の活動の支援のみならず、行政と地域振興協議会の橋渡しの役割や、町のさまざまな施策を地域にお伝えする役割、さらには地域の課題を正確かつ迅速に把握し解決に導く役割を負っており、地域の皆さんからも期待されているからであります。また今後、地域振興協議会が将来にわたって自主的に活動を行っていけるように自主財源をいかに見出し事業につなげていくかという課題もございます。

一方、地域振興協議会が地域の課題に取り組んだり、自主的な活動を行っていく上ではやはり地元の方が振興協議会の事務局員になってもらった方がよい場合もあります。したがって、現在2人の町職員でもって支援を行っている地域振興協議会においては町の支援職員は1人体制に移行していきたいと考えております。ただし、地域振興協議会の状況や御意見を今後さらに把握することが必要でございますので、振興協議会との協議の場を設け、支援職員のあり方や振興協議会の組織や運営上の課題などについて率直な意見を伺い、その内容によって支援職員の配置について最終結論を出していこうと予定をしているところでございます。

先ほどの職員研修のところでも若干追加してお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、町ではこの職員の能力や知識の向上を図るために、職員研修の実施とともに職員の評価制度というものを平成18年度から実施をいたしまして、勤勉手当に評価の結果を反映させて職員のやる気を引き出す制度を運用しております。さらに研修を上位の職である室長、課長職の昇格の資格要件として位置づけておまして、研修の充実と人事評価制度をうまく絡ませ連携することによって職員の能力向上を目指しておるということを申し添えて答弁にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 詳細にわたる御答弁をありがとうございました。では、順次再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁にありましたが、公共事業で工事請負施設修繕における事業の地元シェアについて、金額の割合は42.4%で、件数割合は73.9%との説明があり、学校関係等工事費の高いものについては外部企業にということの説明がございました。また施設修繕について3,769万円の金額の割合、件数、割合とも6割以上となっていて、あとの4割については特殊な修繕による町外発注となっておりますと思っておりますが、そういった判断でよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。先ほど板井議員さんがおっしゃられましたパーセント、町長の答弁と若干違っているというふうにお伺いしましたが、確認させていただきますが、町長の答弁の中では、金額率にいたしますと45.6%、それから件数でいきますと60.9%というふうにお答えしたと思っております。

あと大きな工事に関係するものはそういった関係で議員おっしゃられたとおりでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 訂正をお願いしてよろしいでしょうか、済みません。パーセントを先ほどのところ、私が言ったのが42.4と73.9と言いましたけれど、金額率で45.6、件数率で60.9に変更をよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 先ほどの板井議員の訂正ですけど、皆さん御異議なしと思っておりますので、今、質疑の途中ですので。続けてください。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そういたしますと、続いて21年度の今の現状について若干お伺いしておきたいと思っておりますけど、基本的な考えは変わってないと思っておりますが、その点についても伺っておきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。21年度におきましても先ほど町長の答弁にありましたように、町内企業等に配慮しながら、また一方ではそうしたよいものを安くという方針で2

0年度と変わらず進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり今こういった状況の中で地元企業は大変皆さん苦しい思いをしながら日夜やっておられると思いますので、ぜひともこのような考え方を維持をしていただきまして、地元の方の商工業者が発展するようにお願いをしたいと思います。ただ、町で発注しておられる比較的小規模と思われる工事、修繕については町内の業者が多く請け負っておられる実態がわかりましたけれど、小規模な物品購入や自動車整備等の発注についての現状と、またそういったものに対する町の内規等定めなどがあるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 発注の内規がないかということでございますが、そういう内規的なものはございません。先ほど質問にありました事務用品等につきましては米子の業者の方がほとんどだというふうに考えております。

もう一つ、町が所有しております車両がございます。50台ほどございますが、その町内と町外というふうに分けてみますと、町内が5社で21の車をお願いをしております。42%というような形になります。以外のところでは残った29台58%ということになりますが、中にはいろいろ特殊車両というのが入ります。大型のバスでありましたり、ホイールローダーと申しますか、そういう特殊機械もございます。4台、4台、4台ですから、13台はそういう特殊車両になりますので、そういったところから見れば町内の方をお願いをしているというふうに認識をしておりますが、順次町内業者の方に変えていきたいというふうには思っておりますが、その会社に勤務されている町民の方もおられまして、なかなかすべてというわけにはなりませんけれども、そういう方向でいきたいなというふうには思っております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 総務課長の答弁ですけれど、十分その辺も考慮していただきながら、できる限り町内の方に業者の方に持っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。この間の研修に行った、同じく研修に来ておられた、宮城県的美郷町の方から来ておられた方がおられまして、そういった話を、懇親をしていく中でこういったことを言われました。自分ところは小規模工事等契約希望者登録制度があるんだということを言っておられまして、この内容は簡単に申し上げますと、地元業者、特に小規模ということですので金額としては50万円以下のということになっているようですけれど、そういったそれぞれの工事、改修、物品購入、

車、車両など等も含めて登録をしていただいて、そちらの方で入札をしていくということなんですけど、これは条件がありまして、少なくとも町内の方に事業所または住所があるということとか何ぼかの規定もあるんですけど、そういった形で小さい町なんだけれど、やはり地元の各商工業の発展、また支援策育成のためにそういったような制度も設けているんだというようなことがございましたけれど、ちょっとわかりにくかったと思いますけれど、そういったような内規を制定するような考えがないか町長の方にお伺いをしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 小規模な工事などの登録制度を設けて保護を図っておる、振興を図っておるというようなことは大いに参考にさせていただきたいというように思っております。

先ほど答弁でも申し上げましたけれども、もうちょっと具体的に申し上げますと、例えば現在学校の工事など大型工事を発注しているわけです。この大型工事の発注を請け負った、米子市内ですけれども、その業者が全部、一切合財自分のところでやるわけではございません。水道の工事があったり、あるいは電気工事があったり、さまざまな工事が包括されておって一つの大型工事になっているわけですが、そういう小さな工事をだれかにお願いせんとできんわけですが、そういう折にとにかく町内を最優先にさせていただきたいということを言っておりますから、具体的にはその業者からこの工事についてどここの業者にさせてもいいかという伺いが回ってまいります。町内のAという業者に依頼したけれども価格が折り合わなかったのでBという町外の業者をお願いするというような経過を書いて、伺いが回ってくるわけです。そういう意味があって、表面的にあらわれている数字はさっき答弁で言ったとおりなんですけれども、内訳になってきますと、下請というような形で町内の業者がかなり仕事をしておるといふ、そういう実態になっております。こういう工夫も町の方でして、できるだけ町内の業者が仕事が回っていくように配慮もしておるといふことでございます。

それから、さっき総務課長が申し上げましたけれども、やはり町内で勤労者が全部仕事をしていけばそれはそれでいいわけですが、大方の方は米子などの中心地、市にお勤めに出かけておられます。その会社でお勤めになっておるといふようなこともありまして、必ずしも全部町内でということばかりにもいかんのではないかなと、そういうことも一方ではあるわけです。

それから、もう少し踏み込んで言いますと、今、私が心配をしておりますのは、一人親方でやっておられるような町内の事業者というんでしょうか、大工さんだとか左官さんだとか、そういうところに仕事がなかなか回らないわけです。ここの仕組みというのをどのようにつくっていくのかということが私の頭の痛いところなんです。町の発注する小さな工事といっても、小さいと

いっても結構な金額になるわけですが、そういうものの発注に個人の大工さんや左官さんを直接、町が発注をするという、そういう発注の相手方としての体制ですね、工事の施工能力だとかそういうさまざまなことが、なかなか公共工事の発注ということについての基準から大方ほとんど漏れてしまうということになっておりまして、ここを手当してさしあげたいわけです。仕事が回っていくようにしていかなといけんということなんですね。そういう面でいいお知恵があればおかりしたいというように思いますけれども、町内での事業者の支援はいつの時代でも、またどのような状況になっても、町長としては忘れてはならないことではないかなというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。先ほど言われましたように、そういった方々への支援、実はこれが先ほど小規模工事契約登録者というのの中にそういったふだん登録ができない方を中心にこの制度というのがあるというふうに、その議員さんも話しておられました。ぜひそう言ったようなことも含めて、今現在、町内の企業が大変落ち込んでいるのが現実です。また、先ほどお話がありました、町民の方すべてが町で勤めておられるわけではなく、米子の方にも出ておられます。そういった方々の配慮ももちろん必要だとは思いますが、町内の企業の業績が落ち込めば町の税収が確実に減少をしていくと、町内業者に公共事業を発注すれば企業の業績アップにつながるし、同時に町の税収アップにもつながると思います。引き続きの対応とさらなる地元商工業者の育成の配慮をお願いいたします。

次に、職員の意識改革のための研修についてですが、こちらの方につきましては昨年質問したときとは大分状況もかわり、自己啓発からOJTの推進、職員の研修、また職員の評価制度と照らし合わせながら十分なことをしておられるようですし、また日ごろ職員の方の状況を見ても一生懸命頑張っておられる姿を拝見させてもらっておりますので、これについては再質問の方は控えさせていただきます。

次に、地域振興協議会の職員の支援についてですが、22年度から職員を1人体制にされるということで、それについては地元の職員が適切ではないかというようなことを答弁をされましたけれど、この地元職員に対する人件費の方は支援がもちろん入っていると思いますけれど、金額的にはといたしますか、人材的にはどのぐらい、どのような方を想定しておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長、長尾でございます。

まず金額的なことをお答えしますが、現在のあくまで想定でございますけれども、非常勤特別職で町に勤務していただいております方の金額というものをベースに考えておる次第でございます。それからどういう方ということですが、これは特定のこういう方ということ、いろいろなお方がいらっしゃいますんで非常に難しいんですが、でき得れば社会経験も非常にあって、また地域活動にも御熱心で、それから給与の面からもある程度一定、それまでに働かれて退職金や年金でもお持ちの方で、なおかつ地域に対する熱い思いがある方というのが、私が思うところではベストかなというふうに今は考えておりますけれども。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 今現在、会長、副会長、あと地域振興区によっては今の時分、職員の方が地元からという方がおられると思いますけれど、やはり特にそういった会長、副会長さんとかを考えると、今言われたような人材ということで対応をしておられると思いますが、今この方々もやはり金額以上の対応に追われているというのも現状ではないかと思っておりますけれど、やはり将来的にわたってこの地域振興協議会というものを伸ばしていく、また、これが各地域の大きな核となって地域を発展させていくということに、まちづくりをしていくということになりますと、やはりそこにいる事務職員というものは、相当なやる気のある方が必要ではないかと思っております。そのためにはある程度長く見ることのできる事務職員というのも必要ではないかと思うんですが、そういったしますともう少し若い層をターゲットに絞って、将来を見据えた体制にならないかなというふうに思いますが、その点につきまして考えをお伺いいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 具体的にこの年齢層ということをきちんと申し上げることはできませんので、議員御指摘のようなこともごもっともだと思いますが、まだこれから、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、やはり実はいろいろ今までも御相談してまいりました、協議会の会長様初め、協議会の方には。今後も協議会の状況、それから協議会の特性、今後の目指されておるようなことなど十分協議しまして、協議を続けて今、御質問の件について決めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前 9 時 5 0 分休憩

午前 9 時 5 1 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁いたしましたように、町の職員をいつまでも派遣をするというわけにはいかないと思っております。派遣というか支援でございますね。支援職員という形で派遣をやっておるわけですが、当初は3年をめどにということを書いてまいりました。ただ、2年半経過してみて、まだどうもここで離してしまうということにはならないだろうという認識を持っておりまして、せめて1人体制にはもうしばらく必要ではないかというのがさっきの答弁の趣旨であります。その他の職員については、今いろいろ希望的な観測を言っておりましたけれども、これはあくまでも担当課長としての思いであって、これは振興協議会が決められることであります。若い人がいいのか高齢の方がいいのか、あるいは給与でもたくさん出して雇うのか雇わないのかというようなことは、これは振興協議会の決められることでございまして、町の方がそのことについて指針を持っておったり、こうしなさいというような指導する考えはないわけです。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） つまり最終的にお願いしたいのは、若い人を振興協議会で欲しいと思えば、やはりそれだけの人件費といいますか、そういったことが必要になってくるんですけど、そういったときのそういった考えに町として賛同ができれば、そういった支援策というものは考えていただけるということと、思ってよろしいのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 振興協議会が採用なさる職員については、今のところは2名体制ということを書いておったので1名欠けたときには2名、ほかの振興協議会があるので、その範囲内で支援をするということについてはやぶさかではなかったわけです。ですから、現に支援もしております。しかしこれが未来永劫続くというようなことにはならないと思っております。振興協議会自身も自主自立していただく努力義務を負っております。頑張っていただかんといけんということでもあります。町の公共施設を指定管理を受けたりする中で、自主自立の道というものを模索していただくかんといけんということでありまして、町がいつまでも支援し続けるというようなことを、こっちは考えているわけではございません。ある時期にやっぱりひとり立ちと言いましょか、大きく羽ばたいていただくかんといけんということなんです。というのが一般論であります。

具体的には、もうちょっとその地域の公共的な仕事を担っていただいている程度だとか、あるいは状況などに応じて町は支援はし続けなければいけないだろうと、いろんな意味でですね、い

ろんな意味で支援はし続けなければいけないだろうと、そのための人件費の支援も含めてあるだろうとっております。そこが難しいところだろうというように思うわけです。ある振興協議会では、既に自立していく方策というものを町長の方に申し出されておまして、そのための最初のイニシャルコストがあるわけです。ちょっと施設整備をしたり、そういうものについて町からの支援を要請なさっておられます。そういうイニシャルコストをかけて、活性化の拠点をつくり、そしてそこで後は自分たちで何とかやっというような構想も持っておられるわけです。ですから、私はまずそういう気持ちになっていただいて、なお不足する、足りないところについては積極的にこれは支援をしようということなんですよ。ですから、最初に町の支援があって、いつまでもこれでいきますよというようなことを申し上げるわけではないということでございます。

○議長（石上 良夫君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり言われるように、自主自立ということが最終的な結論であって、それを目標に持って振興協議会も頑張らなくちゃいけないというのはよくわかりました。ただ、その場所、その条件によってなかなか自主自立ができにくいという振興協議会の方もあってはないかなと思いますので、そういったところ、それぞれの地域振興区の特長を見ていただきながら対応もしていただけるということをお話をいただきましたので、よろしく願いをいたします。

そして、今度 24 年には職員体制を、今の支援職員の派遣をすべて撤退するという方向もあるというふうにお聞きしましたが、やはり先ほどの町長の答弁の中では振興区によってはそういった状況にならないところがあれば、引き続き支援もしなければいけないときにはそのまま継続もまだ考えられるというような思いでよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 振興協議会には公共的なさまざまな仕事も現にお世話になっております。例えば私のいる南西伯の振興協議会では、今、新しい公共交通システム構築の検討事業というようなことで、県の受け皿になって、現に今事業をやっている最中でありまして。こういう住民の足をどのように守っていくのかというような、極めて公共性の高いこういう仕事も現にやっただいてはいるわけですが、これを全くなしでそういう仕掛けができるはずはないわけでありまして、これはやっぱりそういう事務に係る職員について当然配慮していかなければいけないというように思うわけです。

こういうことを積極的にやっっていく中で、やっただく中で、そういう判断をすればよいの

ではないかと思っております、私は言っておりますのは、誤解がないようにしていただきたいわけですが、もう完全にやめてしまうというようなことを言っているわけではないわけですね。あくまでも、それぞれの振興協議会の自主自立に向けて一生懸命やっていただく、そしてさまざまな公共的な仕事、お世話をいただく地域住民のそういう状況を見て、支援が必要なら支援をしなければいけないということでありまして、支援を決してしないというようなことではございませんので、誤解がないように。町の職員の支援というのは、本当に大切なことだろうと思っておりますが、いつまでもそこに寄りかかってもらっては困るという気持ちなんです。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） よくわかりました。この地域の共同社会を実現するためには市町村分権の視点が重要であり、地域の共同社会の構築を可能にする手ざわり感のある範囲をつくる必要があるということで、ちょうど1年前の平成の大合併の検証の中にもありました。そのためにはこの地域振興協議会というものは、本当に将来にわたって南部町にとっては大きな財産になるというふうに私も感じておりました、できる限りこの地域振興協議会、7つがですね、以降どんどん中心となって町づくり、人づくりに推進ができるよう、今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり3点について質問させていただきます。

最初に、農業政策について質問いたします。

政権が交代し、米戸別補償制度など農政の基本政策の変更が検討されています。これまで同事業の交付対象者は米の生産数量目標に即して生産を行った農家とされていましたが、今回の検討方向で来年度からスタート予定しております、米戸別所得補償モデル事業の対象農業者について水稲共済加入者を基本とするなど、現段階の検討方向が明らかにされました。これは、販売農家を広くとらえ、その確認を容易にすることがねらいであります。水稲共済未加入でも前年度の出荷販売先との契約状況を申告すれば対象になります。集落営農組織は規約と代表者を定めて、米の生産販売の共同販売経理をしていけば対象となるとされております。米の転作作物に助成する

水田利活用自給率向上事業が2010年度に実施され、現行の産地確立交付金などが廃止された場合、転作交付金が約3割減り、転作作物の生産維持が困難になると指摘されております。このような状況の中で、米戸別補償制度モデル事業、水田利活用自給率向上事業について町長の考えを問うものであります。

次に、天萬庁舎改修計画についてお尋ねいたします。

天萬庁舎改修検討委員会の意見書に、南部町の住民が喜んで使っていける施設に改修されるようありました。また、ただし書きの3項目の中に1つ、行政機能について決して現状より低下させないとありますが、その具体策を問います。

2つ目、3階のホールの改修については慎重を期する声があるが、この声はどうこたえるのか問います。

3番目、図書館の設置については近代的ニーズに合致した機能、内容の充実を求めるとありますが、この声はどうこたえるのか問います。

次に、今検討されている中で、あいみ分館の活用などについても、改修委員会でどのように検討がなされ、意見書が尊重されているか、町長の考えを問います。

次に、期日前投票を天萬庁舎ですることとございます。投票率のアップ、高齢者などの交通手段が不便な人の対策をとるよう求めるものであります。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えしてまいります。

農業政策を問うということとございます。

最初に戸別所得補償制度についてであります。南部町は恵まれた農地資源のもと、経営規模の拡大や組織化などの取り組みを通じ、体質の強化に努めてきているところでございます。また中山間地帯を数多く抱えているところでありまして、一般的に生産費が全国的に比べて割高になりやすいという状況にあります。そうした中で、国において新たな農業所得対策として本制度の創設に向けた検討がなされることから、南部町といたしましては地域からの意見などの収集に努めながら、果樹を含めた大規模で専門的な農家が多いという本町の特色や、これまでの経営改善に対する農業者の取り組みなどを踏まえて検討が行われるように国に対して積極的に提言をしてみたいと考えているところでございます。

現在、事業仕分けで今後の農政が明確になっていない中で、制度の変更が検討されております。国からは地方に検討中の制度が説明をされているわけとございます。このような状況で、いち早

い情報に対応するべく南部町でも情報変更があるたびに検討をしておるとい状況です。

まず、戸別所得補償制度についてですが、これは平成23年度から導入される制度として検討されております。平成23年度からの円滑な制度実施に向けて、平成22年度は全国規模で実証を行うモデル対策として2つの事業の実施が検討されており、具体的には米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業が上げられております。現在まで会議や資料などで情報提供されている検討内容で、国の関係機関からもヒアリングが行われており、11月19日に国からの説明会、11月26日に国のヒアリングが行われました。南部町の意見及び要望として、まず、戸別所得補償制度全般についてですが、日本農業を将来を見据えた制度にしていきたいという、こういうことを基本に、以下4点について意見要望をいたしております。

1つ目でございます。本制度とは別に担い手や集落営農組織に対する支援が必要ではないかと。

2点目、戸別所得補償制度が導入されることで、集落営農や農地集積の取り組みが阻害されることが懸念をされるというのが2点目であります。

3点目は、来春の作付に支障が来ないように事業の詳細を速やかに出していただきたいと。明らかにしていただきたいと。

4点目は、平成23年度の制度の本格実施に当たっては、導入に十分な周知期間を確保する必要があるという意見を申し上げております。

次に、質問にあります米戸別所得補償モデル事業について、概要を説明させていただきます。主食用米に対してのみ補償を行う。

2番目に、米の生産数量目標に即した生産を行った、集落営農を含む販売農家に対して、所得補償を直接支払いによって実施する。

3点目に、補償水準は標準的な生産に要する費用として、経営費全額と家族労働費の8割を各数年分の平均で合計した金額を基本水準とする。

4点目で、これの全国の平均米価水準と販売価格との差額を全国一律で定額交付する。さらに米価が下がったときは、差額を加え補償水準まで交付すると。こういう内容でございます。この事業について4点、意見と要望を上げているわけでありす。

まず1点目ですが、所得補償が生産調整のメリット措置であるならば、十分なメリットを享受できる制度設計が必要であると。現在の仕組みでは、家族労働を8割しか見込んでおりませんので、十分な所得補償ではないのではないかとということでありす。

2点目は、経営規模や耕作条件により生産コストが異なるわけでありすが、そういう条件に応じて交付単価を設定すべきではないかと、こういうことでありす。一律交付では不公平感が

あるということを言っております。

3点目は、規模加算、品質加算、環境加算などの加算措置を検討してほしいということであり
ます。

4点目は、所得補償されることで米の販売価格が下がることがないように対策が必要ではない
かと、このように思っております。以上4点でございます。

それから、水田利活用自給力向上事業の概要を説明しておきたいと思えます。

1つ目として、水田を有効活用して、麦、大豆、米粉用の米、飼料用米などの戦略作物の生産
を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付する
ということでもあります。

2点目に、あわせて従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定などわかりやす
い仕組みとするというものであります。

3点目に、助成対象者は米の生産数量目標に即した生産にかかわらず、すべての生産者とする
というものであります。

4点目、従来の産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、それから需要即応型水田農業確
立推進事業は廃止するというものでございます。作物別の助成単価を言いますと、麦、大豆、飼
料作物は10アール当たり3万5,000円、新規需要米として、米粉用、飼料用、バイオ燃料
用米、ホールクroppサイレージ用稲は10アール当たり8万円、ソバ、菜種、加工用米は10
アール当たり2万円、その他作物として、地域で単価設定が可能な助成として10アール当たり
1万円が単価となっております。事業内容では複雑だった助成金体系が一本化、簡素化されてわ
かりやすい仕組みになったことは一定の評価をいたしますけれども、助成単価や対象者について
3点の意見と要望をいたしております。

1つ目は、大豆、ソバの助成単価が現在に比べて低くなるために、現在の助成単価を下回らな
いようにしていただきたいということでもあります。南部町では従来の交付金で大豆は約6万円、
ソバは約3万6,000円交付をしております。

2点目は、団地化や生産組織への作業集積の加算措置を検討していただきたいということを要
望しております。従来、団地化助成や作業集積による委託で、組織をターゲットにした交付も行
ってまいりました。

3点目は、大豆、ソバのブロックローテーションや農地集積などの地域がまとまった取り組み
に支障を来たさないのか、懸念を表明しております。これは大豆、ソバの作付面積拡大と組織に
よる作業受託での安定収入を定着化させるものでございました。米の戸別所得補償により、地域

のルールが崩れる可能性がある」と、このように判断をしております。以上の3点について上げております。

農林水産省の対応としても、全国的に現在ヒアリングを行い、制度の変更が行われる可能性が十分にあり得る状況でございます。国においては、国際化の進展に対応した経営対策や安定的な食糧供給体制の確立などが大きな課題となっているところでありますが、南部町としては、高齢化の進行に伴い、今後、農作業を実際に行う農業者が急速に減少すると考えております。持続性のある農作業の担い手の育成が必要であって、集落営農組織の法人化や農作業の受託制の普及に取り組んでおります。戸別所得補償制度の詳細は不明ですが、仮に販売農家すべてが対象となってしまうと集落営農組織の育成に逆の効果が働き、大きな支障となる懸念があるわけでございます。持続性のある担い手に農作業の集約化が促進されるような仕組みとなる必要があると思っております。先ほど申し上げた農業の特色や潜在力をフルに発揮して、引き続き地域の個性を生かした多様な農業の展開と、活力ある農村社会の維持発展に取り組むことが重要であるというように考えております。農業政策の大きな転換が予定される中で、このような農業の方向性が国の政策の基本方向となるように、これからも積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、天萬庁舎の改修計画についてであります。昨日も数名の議員さんから御質問をいただきまして、お答えしております。大体、御理解をいただいておりますのではないかと、このように思っておりますが、1つ目の行政機能について、現状より低下させないでほしいということでございます。準備委員会での議論の中では、改修後に天萬庁舎から今ある課が減ってしまうのではないかと、そのことにより行政機能が低下してしまうのではないかとということが議論になりました。特に産業課を天萬庁舎からなくさないでほしいと強く主張される委員がおられたわけであります。改修後は秦議員に御説明したとおり、総合窓口の充実を図り、現在ある課は存続させ、住民サービスの向上を推進してまいります。

2つ目でございます。3階のホールの改修についてでございます。準備委員会からの意見書、天萬庁舎改修検討委員会を尊重して、用途、費用対効果の検証を行いながら計画を進めていくように指示をいたしております。

次に、図書館の機能や内容の充実ということでございます。このたび新たに開設を予定している図書館の開架面積でございます。これは現町立図書館の約倍であります。したがって、開架冊数もそれなりの冊数が確保できると考えております。図書館はただ本の貸し出しをするだけの施設ではございません。御案内のとおりでございます。司書という教育専門職が配置されて

いることから御理解をいただけるのではないかと考えております。改正教育基本法に示された生涯学習の理念を実現していくためには、図書館は地域の学習情報拠点として、より豊かで質の高いサービスを提供することが求められております。

こうした観点から図書館の役割や機能を考えてまいりますと、5つの重要な要素が満たされなければならないと思います。

1つは、人づくりを支援すると、支えるということであります。住民の皆様の生涯学習を支援するとともに、学校での教育活動に必要な情報を提供したり、子供たちの読書活動を推進します。

2つ目は、情報拠点としての役割であります。図書館のネットワークを活用して、乳幼児から高齢の方まで、その必要とする多様な情報が提供されなければなりません。情報要求に対するワンストップサービスが求められております。

3つ目は、仕事や暮らしに役立つということであります。ビジネスの支援や地域の活性化、就職支援、医療健康情報、法律情報、生活安全や子育て、高齢者の生きがいなど、住民の皆様のお役に立てる施設でなければならないと思います。

4つ目は、地域文化を大切にするとということであります。町の歴史や人物、文化の情報発信や資料の収集保存が重要な役割と思います。

最後ですが、5点目、住民サービスを創造するということであります。つまり、社会の変化に素早く対応することのできる図書館でなければならないと思います。住民参加による図書館運営などは大切な取り組みであると考えております。

以上5点にわたってその役割や機能、目指している姿について述べましたけれども、こうした取り組みを1つずつ着実に具体化していくことが御質問にありました、近代的ニーズに合致する図書館運営につながっていくものと理解をいたしております。

次に、あいみ分館についてでございます。議員も御承知のように、あいみ分館は旧会見町の中央公民館として、昭和46年に西伯郡内で最初に設置された公民館であります。その後、天萬庁舎の新築に伴い、一部が取り壊されたため、大集会室の中央に大きな柱が残り、天井も低くなり、2階和室の利用もしにくい現状にあると認識いたしております。またこの間、幾度となく屋根からの漏水に悩まされ、今でも完全には解決されていないと伺っております。築後約40年が経過していることや、構造上、公民館施設としての機能が果たされているとは言えない現状では、時代の中でその役割を果たしたと判断せざるを得ないと考えております。天萬庁舎に多目的小ホールを整備すれば、今まで以上の駐車場スペースを確保しなければなりません。解体も視野に入れて検討しているところでございます。

次に、期日前投票の件でございます。この期日前投票所の件に関しては、昨年12月議会及び平成17年の3月議会において赤井議員から御質問をいただきまして、既にお答えしております。再度お答え申し上げますが、当町では合併以来、町や県、国政選挙において計6回の選挙が行われております。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○町長（坂本 昭文君） この期日前投票の件については、選管委員長を答弁者にしていただきましたので、選管委員長の方に御答弁をいただきたいと思っております。失礼しました。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会委員長、丸山計信君。

○選挙管理委員会委員長（丸山 計信君） 選挙管理委員会委員長、丸山でございます。雑賀敏之議員から期日前投票を天萬庁舎でという質問ございましたので、そのことについてお答えをしたいと思います。

この期日前投票所に関して、昨年12月議会及び平成17年3月議会において、赤井議員からも御質問を受け、既にお答えしているとおりでございますが、再度お答えを申し上げたいと思っております。

当町では、合併以来、町や県、国政選挙において計6回の選挙が行われております。そして、選挙管理委員会といたしましては、一貫して期日前投票所をプラザ西伯の1カ所として決定してまいりました。その理由は、投票の正確性の問題と、距離の中立性、以上の2点でございます。

まず、投票の正確性の問題ですが、投票所を2カ所にふやした場合、不正な投票が行われるリスクが非常に高くなります。と言いますのは、仮にプラザ西伯で投票した直後に、天萬庁舎に行き再度投票を行ったとしても、現状ではそういった不正を防ぐ手段がございません。また、選挙事務にかかわる人数がふえることにより、人為的なミスが起こる確率もございます。

期日前投票は平成15年まで行われてまいりました不在者投票と異なり、投票日の投票と同様に直接投票箱に投票用紙を入れることができる制度でございます。したがって、投票した時点で確定票として取り扱われ、仮に二重投票等の不正があったとしても、それは有効票として受理するしかございません。先日行われました衆議院議員総選挙の際にも、全国各地の期日前投票所においてそのような事例が多数発生したことを報道されたことにつきましては、記憶に新しい

ところでございます。そう言ったことから、従前の不在者投票制度に比べ、より正確性、確実性が求められる制度となったことは言うまでもございません。

2点目の距離の中立性は、もともと合併後の第1回選挙管理委員会において、町全体の中でどこが一番期日前投票所にふさわしいかということ、距離的な中立性や交通事業等を勘案し議論した結果、プラザ西伯が期日前投票所としてふさわしいことを決定し、今日に至っております。その考え方は、今も変わっておりません。プラザ西伯の位置は、ほぼ南部町の中心に位置し、また合併後は循環バスも運行され、自家用車をお持ちでない方でも投票に行くことができる環境が整っていると考えております。また、投票率ということ言えば、合併後の当町における選挙において、全体の投票者数に対する期日前投票者数の割合は、増加傾向にございます。そして近年、県内で期日前投票所を2カ所から1カ所に減らされた自治体に、統合前と統合後、それぞれの選挙における期日前投票に関するデータを問い合わせましたところ、全体の投票者数に対する期日前投票者数の割合は、統合前よりも統合後の選挙の方が高かったということが判明しております。要は、期日前投票所をふやしたから投票率が上がるといったものではなく、いかに期日前投票者制度を啓発、普及していくかが重要なことだと思っております。

以上のことから、選挙管理委員会といたしましては、これまで以上に期日前投票制度の普及、啓発に力を入れていこうと考えておりますので、今後ともプラザ西伯における期日前投票に御理解いただきますようお願い申し上げます。答弁といたします。終わります。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 御答弁ありがとうございました。では、順を追って質問させていただきます。

まず、農業政策でございますけれども、先ほど町長の方よりいろいろと今検討されている内容につきまして、詳しく御説明をいただきました。私もある程度内容を、非常に私も農業やっていることから、また担い手ということでいろんな委員会にも出させていただいておりますので、検討はしております。12月4日の農業新聞に、ちょっとけたが違うので話になりますと思いますけれども、北海道の今回の転作がやれば交付金が121億も減るという記事が出ております。当町の予算規模が約66億程度でございますので、北海道に至っては、交付金が121億となれば本町の予算の約倍の交付金が削減されるということで、非常に心配が起きております。それについても、先ほど町長はいろんな面から国に要望を出しているということでございます。

ちなみに、なぜこのように交付金が減るかというのが、ふえるのは先ほどありました8万円の交付金がある飼料作物だけでありまして、小麦、大豆に至っては約2割減。それから野菜は65

%の減、それ以外の作物は63%の減ということで、大幅に落ち込むと予想しております。そういうところで当町における、このまま事業が推移したならば、当町にどれぐらいの影響が出るか伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。

現在の制度と新しい制度との比較ということでございますけれども、大豆の団地化加算というのがありますけれども、これ等につきましては現行の助成制度は7万8,666円、10アール当たり出ます。新しい制度では3万5,000円。そのほかの一般の大豆につきましては6万8,666円が3万5,000円になります。マイナスの3万3,666円というふうに、それぞれ個別のものによりまして、ほとんどのものが、さっき議員さん言われたとおり下がってまいります。20年度の転作の実績面積で算定をいたしますと、おおよそ約1,400万の、南部町では減額が想定されるというふうに思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということになると、1,422万円、相当な金額になると思います。先ほどの臨時議会も職員の賃金、ボーナス等が減額ということで、金額ははっきり覚えておりませんが、あれは幾らでしたかいね、下がるのは。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 下がるということは非常に町内の影響するのが大だというぐあいに思っております。

それからもう一つ、これは12月の8日の農業新聞なんですが、先ほども町長の答弁の中にありましたように、集落営農組織が解散の危機であるということでございます。と申しますのも、やはり集落営農組織がもっているのは、この助成金があるのでいろいろもっているというのは現状であると思っております。

ここに、これは滋賀県の高島市、助成減で麦団地直撃ということで、ここの組合長さんが非常に嘆いておられます。10月に総会に集まったメンバーの前で打ち明けられております。来年には解散することになるかもしれないということです。と申しますと、やはり1,422万円、今

集落営農組織、寺内、それから……（「福成」と呼ぶ者あり）福成ですね。それが大きく下がるといふことになれば、その中でやっておられる方々については非常な関心事もあると思いますし、ここの高島市の組合長さんが言っておられるように、解散をするようなことになりかねない状況になっております。

ということから、それに対して、もしこういうことが起きれば、町としてはやはりこういうことが起きないようにどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 先ほど1,400万の減収と言いましたのは、水田利活用自給力向上事業での話であります。もう一つ出ておりますのは、米戸別所得補償モデル事業というのともあわせて実施をされるわけでして、この米戸別所得補償モデル事業につきましては積算はしておりませんが、かなりのものが入ってくるというふうに考えております。そうしたときに、各集落営農なり法人なりの場合につきましては、そことの差し引きといいますか、どのような形でこれからやっていくかということを考えていけば、ある程度の収益が出てくるのではないかとはいふには考えております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、私がお聞きしたのはその差額じゃなくして、こういう状況になった場合に集落営農組織をどう、また担い手なりどう守っていくかということについて町の考え方を聞いております。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 確かに全国的にはこの集落営農だとか担い手に貸し出しをした農地を返してほしいというような動きが出ておまして、この農地集積をして近代的な農業を進めていこうという従来の政策からちょっと反したことが起きているわけです。先ほど産業課長が申しあげましたのは、米戸別所得補償制度とセットで考えたときには1,422万も埋め合わせることができて、それはきっと集落営農組織にも反映される結果であろうから、トータルで見たときにはそう障害はされないということを使ったのではないかというように思います。

私はちょっと農業共済の関係で資料を見ておりますと、平成20年産の米の生産費というのが出ております。10アール当たりが14万6,754円、10アール当たりですね。それから60キロ当たりが1万6,497円ということになっております。これは533キロというような収量で計算しておりますけれども、こういうことでやってみますと、労働費の8割を見て、本当は10割見ていただきたいわけですが、8割見ても鳥取県の場合では米戸別所得補償制度によってトータルで見たときには受け入れる方が多くなると、有利になるという結果になっております。ただ、水田利活用の自給率向上事業、大豆の単価が下がったり、そういうことが想定されておりますので、トータルで見てどうなのかということだろうと思っております。所得そのもの、鳥取県に来る金額そのものはそんなに落ちないのではないかと知事も言っておられましたし、そういう中で、先ほど申し上げたような農地の貸しはがしというんでしょうか、そういうことが起きないように手を打たなければいけないというように思っているわけです。そういう懸念があるので、さっきも申し上げましたように、そういうことが起きないように、集落営農や担い手が困らないようにやってほしいということはもう既に国に伝えてございますし、そういう意味では特別対策といったものを打っていただかんといけんということでございます。

国の結局、農政の基本が今、がらあんと変わるところでございますので、まず政権をとった民主党の政策というものの1つの基本というものの、その結果において従来さまざまな取り組みをしてきていたものが損失を受けたり、影響を受けるわけです。そういうことについて、次はどうかということしかないわけでありまして。その基本がまだはっきりわからない状況の中で、今はそういう危機感を現場からの声としてお伝えをしておるということでございまして、具体的なものを今持ち合わせているわけではないということでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） もう1点、このごろの新聞報道によりますと、水稲共済の国庫負担金を約3分の1に削減するという報道がなされております。私もそれを見まして、こういうことになれば農家負担がふえるということになって、今この制度に乗るのには水稲共済加入者の者が対象になるということになってございまして、水稲共済加入者が減るのではないかと。負担がふえれば、余りもうからない、余りというか、もうからない農業をやって、これ以上国庫負担金が減って負担がふえれば、共済金でも、それでなくてもなかなか共済加入していただくのは、共済加入をしても、そんなに賠償金というか損害のときに出でこないのにと意見が、ここに町長さんおられて、伯耆共済の理事長さんもされてございまして、十分御承知だと思います。それで早速、多分署名運動をされて展開されて、国に上げようということではないかと思っております。

すが。そうなれば、やはり3分の1減れば非常にもうからないのから、たとえ共済金は金額的にはそんな高い金額ではないんですけども、やはり負担がふえるということは非常に農家にとって問題がありますので、それに、今の所得補償とかいろんな問題とはちょっと違いますけれども、町長さん兼務をされておりますので、ちょっと考えありましたらお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 農業共済の掛金の国庫負担と、そして事務費の負担金を3分の1程度の縮減して予算要求せえという仕分け結果になったわけでありまして、私、ちょうどその仕分け会場に行きまして、その様子を聞いていたわけですけども、率直に申し上げまして、まことに腹立たしいといいたまいますか、農家の実情を全く知らない方々が仕分けをなさってるその結果で大騒ぎに現在なっております。全国的な組織としてそういうことを受け入れるわけにはいきませんので、早速農家の皆さん方に署名活動をお願いしました。議会の方からも署名をいただきまして、本当にありがとうございました。

この署名を実は先日、民主党の正規なルートを通じてせんと、なかなかこの陳情、請願していく窓口がないわけでございまして、県会の民主党の議員団の皆様方を窓口にして署名簿を手渡しいたしまして、要請をしまいたところでございます。赤松大臣はとても受け入れられないと、こういう答弁を国会でなさっておられまして、概算要求ではそういう趣旨に沿った要求をしていただけるものと、仕分け結果に関係なくそういう要求をしていただけるものと考えております。

農業全般について私が仕分け結果から受けた、あるいは仕分け会場で受けた印象をちょっと申し上げますと、自給率の向上だとか、あるいは農業が国民の食糧を賄っておる、いわゆる何物にも変えがたい業種であるというような認識は、正直申し上げてかけらも感じませんでした。掛金の国庫負担の額に対して共済金の支払いが少ないのではないかというような全くナンセンスな議論がありまして、失望をいたしました。例えば、1万6,000円程度の掛金だということなんですけれども、それは月額ですかというような質問であります。なかなか農業で月額1万6,000円もの掛金を掛けてやっていくだけの産業に育っていないというように思うわけですけども、そういうこと。それから保険ですから、これはいざというときには平成5年のように、全国的には4,000億もの金を払っておるわけです。だけど、ないときにはそんなに払うわけではないわけですけども、掛金の補助金の割に共済金が少ないとか、ちょっと信じられないような質問などで、結果は3分の1の概算要求の縮減ということになったということでありまして。

これは党派も主義主張も一切超えて、日本農業を守っていくために、何としても阻止をしていかんといけんと、それからきちんとめどの立つ農政というものを過去からずっと訴えてまいりま

したけれども、今後においても一層地方からの声というものを強く上げていかないと、本当に都市部中心の政策に私はなっていくのではないかと危惧をしておりますので、御協力をまたよろしくお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ありがとうございます。ぜひとも、農民も頑張りますけども、やはり組織を持ってやらなければ、何事もなかなか今、町長が言われましたように、陳情というか要請が通らないということになっておりますので、よろしくお願いしたいと。

それから、きょうの新聞で先ほどから話に出ております水田利活用自給率向上事業で、米粉と飼料米助成で、麦、大豆転換は除外ということが出てまいりました。ということは、麦、大豆から新しく飼料米にかえたのでは除外するというような、また新しい、これ削減するようなことが出ております。要は新しく、今まで何もつくっていないところに飼料米とか米粉米をつくらないと対象にならないよというような、これ大きな見出しで出ておりますんで、これけさ来たんで私もちょっと詳しくは見えていないんですけども、内容的にはそういう感じで私は見ております。ということになりますと、やはり利活用問題で、今先ほど産業課長の方から説明がございましたけれども、これに該当するところがまた出てきて非常に所得の減少が、今実際寺内とか、それからいろんな法人さん等ではたくさん飼料用米とかつくっておられますが、今まで飼料用米をつくっておって、飼料用米をまたつくったんでは対象にならないのか、なるのか、それがちょっと詳しくわからないんで、それがならないということになれば、この8万円はゼロだと。飼料用米を売った金しか入ってこないんで、非常にこの今回の目玉は非常に飼料用米が8万円と高いんで、みんながある程度いいんじゃないかなという、転作になってもという感じで私もっております、それは実は。極端な話、10町やって8万円もらえれば800万ですか、800万になるんで、これは飼料用の米、全部やればいいんじゃないかなと思ったんですけども、そううまくは間屋がおろさないということでございますので、それはちょっとまだ未確定情報ですので、先ほどもありましたように、この辺についてもいろんな署名運動なり、そういうところから要請なり、そういうものを上げていただきたいというように思っております。

次に移らせていただきます。次は天萬庁舎の改修問題でございますけれども、この件につきましては昨日来、秦議員、それから等々3名の議員が質問されまして、私は4番目ということではなかなか質問するのが、質問なり回答もなかなかいただけないということで、難しいことでございますけれども、私は基本的なことについてお伺いをしてみたいと思います。

行政機能について現状より低下させないというが、今、町長の答弁では行政機能を低下させな

いことについては、今ある課を残すんで行政機能の低下にはならないということの御答弁だっただと思っております。ただ今の課なりを残せばいいというんでなくして、今、案を見ますとありますように、図書館は1階のほとんどをフロアを使うという案でございまして、新しく考えておられますのが1階の総合窓口、これは私も、ちょっとこれ資料なんですけれども、実際に役場に行ってみまして、正面玄関に入って、図書館がこういう形でなればどういう庁舎のイメージがあるのかなと、町民が入ってどういうイメージを持たれるのかと思って、イメージをしてみました。今の現状を見ますと、イメージでさっと入った瞬間、今、産業課が一番右にありますね、そこに総合窓口ができて、ほんのこれで見ますと五、六名の要員のスペースしかないように見受けられて、俗に言う図書館の中に庁舎が間借りをしているなというようなイメージを受けました。町長言われましたように、会見町庁舎というのはシンボリック的存在なので、地域の住民のためにやっていかないけんということでございますけれども、庁舎というのはやはり会見町にとりまして非常に重要な活動の拠点でございます。そこが入った瞬間に間借りの状態だなというようなことは非常に何か違和感を覚えたものです。

そこで、まず図書館の位置づけなんですけど、図書館と公民館の考え方、位置づけについてどのように思っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。

天萬庁舎としては、今までどおり、その名称が変わるわけでもございせんし、庁舎として機能を残していくというわけでございますから、その中の、残っているというわけではないんですけれども、施設全体の有効活用という観点から、そこに教育委員会としても当面する課題の解決策の1つとして公民館機能、あるいは図書館機能を入れると、こういうぐあいに理解をいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 先ほども言いましたように、かなり、それからそういうものが残ってれば、天萬庁舎は建物自体はなくなるわけではございせんので、あるにはあるんですが、町民として、やはりこの西伯庁舎にしてもしかりですが、今の今度の会見庁舎が変われば、非常に入った瞬間に自分はどこに行ったんだろうかなと、図書館に来たんだろうかな、それから庁舎に来たんだろうかなというようなことを、どうイメージされたかはわかりせんけども、私はそういうイメージを持ちまして、非常に何か理解しにくいということでございました。

それから今、検討されておりますホールの機能、3階の改修計画でございますね。これについ

て、やはり図書館なりそれから公民館施設が併用されるということになれば、俗に言う365日開館状態というようなことになりかねないということでございます。この中にはやはり総合窓口には町民の大事な書類とか、そういうものも入っているでしょうし、それから2階に産業課、農業委員会、教育委員会事務局とありますけれども、そこでもやはり重要な重要書類等、プライバシーに関するものもあると思います。その辺をどういふぐあいにされるのかということが、非常に疑問に思っておりますし、心配もしております。

それと、3階にホールの機能ということでございますけれども、ここで今計画されておりますのが、3階ホールを使用ということで、今まで3階ホールの使用計画、使用見込みでございますけれども、これが大体約23項目ぐらい上がっております。9つほどは今まであいみ分館で行っていたこと、それから、あと10項目ぐらいがプラザ西伯なりいこい荘でやっておられたようなことが一応、計画の中に上がっているようでございます。これを見ますと、どこでされるかちょっと定かではないんですが、例えば尺八クラブというようなとか、大正琴クラブ、社交ダンス、社交ダンスはたしか教育長でしたか、中でホールでやれば非常にいいんじゃないかというようなことを言っておられましたですけども、富有の里コーラスは特にまた音響設備ができれば、非常に有効利用ができると思いますけれども、ただ、その人数が7名とか8名、非常に少人数なんですよね。そういうところで使われるのか、やはりそういう大会議場を使うということになればいろんな照明なり、そういうようなことが非常に問題になってくると思うんで。これはできた話じゃないんで、今ただそういうことが予定をされるということでございます、非常に、こういうことを利用されているお方がやはりどちらか言ったら、言っては悪いんですが、高齢者の方が一応趣味でやっておられますんで、1回1回3階に上がっていろいろとやるということについては、非常に本当にこれがあの3階で利用できるかということは非常に疑問に思っておりますし、それと今、先ほど町長さんの説明の中に、この3階ホールなるものを改修した折には、今、あいみ分館を解体をするということでございましたけども、私どもの天萬地区でも11月29日に天萬感謝祭というのをやりまして、分館の前の広場、それから今、あいみ分館になっております分館を使用させていただいて、ずっと使用させていただいてきております。それは非常に利便性がいいからということで、1階にあるんで、続き間なんで、使わせていただいておりますが。

最近思ったんですけども、29日に感謝祭をしながら、今、改修計画が出ていることが実行されれば自分たちの感謝祭についてはどうやってどこでやるんだろうかということ非常に思ったわけです。そう思ったもんですから、若干後で反省会をしまして、こういうふうなことになるが来年からはどうやってやっていいんだろうかと。そしたら、ええ、じゃあ、公民館だけ3階に上

がって1階で今やってるもちつきとかそういうことやって、じゃあ演芸とか何かは3階上がってやるのかと。じゃあ、見に行くのはどうするのかというような、いろんな疑問が出てまいりました。ということから考えますと、公民館とかそういうホールのものについては、やはり私はもっともっと利便性のいい1階とか、そういうところに近いところが非常にいいではなかろうかというぐあいに思っておりますし、この天萬庁舎の改築も話が出ましてから都合4回、検討委員会が持っておられますけれども、最初の検討委員会が8月27日でしたかね。それから最終の第4回目が10月の7日で都合、8月はほとんどあれなので、9、10、11、約3カ月で結論じゃないんですけども、検討委員会として結論めいたものが出されようとしております。

そういうことから考えますと、非常にこの計画ありきで、町の提案書に従って検討がなされているようでございまして、私は余りにも早い結論の出し方ではないかというぐあいに思いまして、もう少し町民の意見を聞き、もっともっと深く検討する必要があるのではないかということをお願いしまして、この天萬庁舎の改修については今現在では極端な話とすれば白紙に戻してでも、もっともっと町民の意見を聞きながら検討していくべきではないかということをお願いしまして、天萬庁舎のことについては終わりたいと思います。

次の期日前投票でございますけれども、先ほど投票率のアップ、高齢者などの交通手段が不便な人の対策をとるよう期日前投票を天萬庁舎で求めておりますが、先ほど選挙管理委員長さんの方から投票率について御説明がございました。これを見ますと、具体的にはないんですが、私が持っております資料によりますと、やはり西伯地区、会見地区と比べれば会見地区の方が期日前投票が非常に、非常というか、少ないと思っております。先ほど選挙管理委員長さんは統合しなくても投票率自体は変わらないんだということでございますけれども、ですけれども、やはりいつもいろんなアンケートをとってみますと、何回幾らとっても期日前投票を天萬庁舎でしてほしいという希望が、要望が出るんですよ、どうしても。ということは、やはり会見地区の方は非常にそこに希望が持っておられるということでございますけれども、これについては検討の余地はございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石上 良夫君） 選挙管理委員会事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 選管の事務局長でございます。

やはり委員長がお答えしましたとおり、いわゆる選挙というものは正確性が一番大事だというふうに考えております。そういった観点から判断をしておりますので、委員長が申し上げたことにつきまして検討は、委員会の中では十分検討した結果のことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 期日前投票の1カ所にするとの理由の一つが1点、不正防止ということでございます。不正防止で1カ所ということになれば、当日投票も、悪い話すれば、やろうと思えば、今、選挙管理委員長が言われたように西伯庁舎で、西伯プラザでやって終わって会見でやればわからないということをおっしゃられました。（発言する者あり）そうおっしゃられたけども。ただ、その現在投票するかどうかを、これは簿冊って読むんですか、印をつけてることでやってるということでございます。

ただ、なぜ投票が不正防止の観点からはやはりどこでも、じゃあ期日前投票を1カ所で全部やっていて、2カ所、1カ所以上でやってるところはどうやってるかということ、ミスのないようにやってるところを基本にしてやっていけばこの不正防止については妨げられるんじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 選管事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 不正を防ぐというのは当然なことと考えてはまいります。他町の方でも複数設置をしているところがございます。これがやはり、そこはその町のお考えがあるとは思いますが、2つだったところを1つにしたという流れもございます。そういった形で不正防止をするには、やはり少ないところにして正確性を求めていくというのが大事ではないかと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それともう1点、投票率のアップを広報なり、それから防災無線なりを使って棄権防止等をされておりますけども、やはりこういうことを考えれば、交通手段がなかなか不便な人、そういう方のことを考えれば、2カ所でやっていただきたいという声が出てきております。要望の中に、ちょっと読んでみますと、期日前投票制度が実施されることによって選挙制度がより利用しやすいものになったが、実施場所は1カ所しかなく、旧会見町地区に住む者にとっては利用しやすい状態とは言えない。これは21年度の集落要望ですので、ちょっとあれですけども、平成19年に行われた参議院議員選挙において、南部町の投票率は72%で西伯郡内の町村の中でもっとも低く、県内の町村平均より2.5%も低いという状況を見れば、投票しやすい環境を整備するために天萬庁舎の期日前投票の実施をお願いしたいという、これは町民からの要望でございますのでお読みしておきます。

それから、このもう1点の反対の理由が距離的なことを言われました。それはやはり南部町を一つの地図にとって両端から両端をはかって距離をはかれば、西伯プラザが距離的には中心かも

しれませんけども、町民からとってみれば西伯プラザは、定規ではかればそうなんですけども、投票するかしないかというのは、ある程度は非常に本人さんの意識にもよると思いますけれども、やはり投票しやすい環境をつくっていくのも選挙管理委員会なり町の役目ではないかというぐあいに思っておりますけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 選管事務局長、森岡重信君。

○選挙管理委員会事務局長（森岡 重信君） 選管事務局長でございます。

投票率アップというのは本当に大切なことだと思っておりますし、それに向けて努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。私どもの方では啓発を力強く進めていきたいというふうに考えております。

その2つに期日前投票したからといって、全体的な投票率がさらなるアップをはかるかということは、そこには結びつかないのではないかと思っております。当然、期日前は1カ所で正確性を重んじてやっております。それから当日は何時からでしたか、7時から8時までですかね、まで長時間にわたり9つの投票所で投票をしていただくようにしておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） いろいろと御答弁いただきましたですけども、なかなかいい回答が返ってきませんので。ぜひともこの要望があって、だんだんと選挙に行きたいけどもなかなかやはり感覚的に遠いというイメージで棄権をされる方もあるやもしれません。だから、当日にちょうど都合が悪いときに、なかなか今、期間が期日前投票も長くってはありますけども、それでもなかなか感覚的に、こういう意見が出るということは切実な要望ではないかというぐあいに思っておりますので、ぜひとも検討していただいて善処していただくようお願いいたしますので私の質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は11時30分とします。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

○議員（9番 細田 元教君） 議長に通告いたしました3点について一般質問させていただきます。ちょっと声が、声患いしておりますので少し声が悪いですけど、お許しいただきたいと思えます。

1番目は子育て支援についてでございます。これはインフルエンザについてのひっかけた分でございます。

今、全日本国中に猛烈な勢いで流行しております新型インフルエンザ、これの死亡がもう100人を超えたと。特に子供さんが一番死亡率が高い、22%ぐらいだと。次、高齢者でございます。要はこの新型インフルエンザ、季節型のインフルエンザも一緒でございますが、特に乳幼児から小学生ぐらいまでかかった人が重症化した場合には死に至ると。なぜかという、こういう乳幼児から小学生まではこの脳のいろんな細菌が来るのにブロックする機能が成人と比べて非常に弱いそうです。そのためにインフルエンザワクチン等を打ってそれを予防しております。

この新型インフルエンザが脳に来た場合は脳症ウイルスでございます。それによって死亡した例が報道されておりますけども、そのほかにも一般細菌が入りまして細菌性髄膜炎等になって子供さんが亡くなると。これを予防するにはその新型インフルエンザワクチンと同様に、一緒にHibワクチンというワクチンがございます。今、これも日本国中に接種をしておられる自治体もありますし、医療機関も特に小児科でございますが。これを各自治体も予防の観点から、インフルエンザとは若干違いますけども共通なところがあるということをお医者さんからもお聞きいたしました。

ここで、我が町でのこの子育て支援の観点から、こういう予防施策が必要ではないかということをお聞きたいと思えます。

それともう1点は、このインフルエンザワクチンに、インフルエンザについてでございますが、今この新型インフルエンザは10月から接種が始まりました。最初は、一番最初にやっぱり医療にかかりますので医療従事者に接種が今始まっております、もう終わりました。それから基礎疾患持ってる方、また妊婦を中心に11月14日から始まっておりますし、妊婦は今も始まっております。基礎疾患も今、最優先で今も来年の1月までされます。12月7日から幼児、1歳から就学前までが少しずつ今、始まっております。小学生が1年生から3年生まで12月の17日から接種が開始されるというような県の段取りになっております。12月の下旬から1歳未満児の保護者、小学生の4年生から6年生までが12月下旬から1月にかけて行います。中学生は1月上旬から中学生と高校生が来年の3月にかけて行われます。高齢者は1月の半ばから3月にかけて行う、そういう段取りで今、県は行っておりますし、県から液が、ワクチンが各医療機関に

おりてまいっております。

そこに書いておりますように、小学生、1年生から3年生までですね、また4年生から6年生まで、これの集団接種について問うものでございますが、県からの書類によりますと小学生については学校医による医療機関等での集団接種もできることとしましたと。学校によって対応が異なりますので、学校からのお知らせをお待ちくださいという文書が出ております。

この間、先月の臨時議会にこの新型インフルエンザの助成について議会がありまして、これは我が町にも通りましたけども、そのときに私が質問した中に、集団接種をした方がいいんじゃないかと、大阪市とかがやってますし。回答が、県からのまだ要請がありませんし、教育委員会と連携をとらないけませんのでという返事で、詳しい回答はもらっておりません。このことについても町民にもぜひともこういうことをお知らせしていただきたいと思ひまして一般質問させていただきました。よろしく願いいたします。

次、2番目についてでございます。これは健診についてでございますが、普通、健診といえば一般健診で内科系が主でございます。ずっと私も毎年健診しています。けども、そういえば歯科の健診って聞いたこともないし受けたこともありません。

町長は福祉に精通しておりまして、介護予防とか介護保険についてもよく精通しておられます。今回の介護保険制度の前の改正でございますが、口腔ケアというのが1点入っております。高齢者の口腔ケアをすれば自分で食事ができてADLが改善するということで、口腔ケアが一つ入っております。その中で我が町にはこの歯科検診がない。たまたま私、米子市のある医療機関に顧問としておりますけども、そこに米子市はふしめ検診というのが歯科検診でございました。これは大事じゃないかなと思ひまして、本町でもこの歯科の検診が必要だと思ひまして、こういう一般質問いたしました。本町での考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後の3点目でございます。認知症についてでございますが、今、我が町も高齢化率が30%にもうすぐ手が届く状態になっております。この高齢化がどんどんどんどん進むようになったときに、やはり一番問題になっているのが認知症でございます。南部広域連合でもこの行政調査に行ったとき、北名古屋市の認知症施策・対策はすばらしいものがございました。諸般の報告と一緒に行きました亀尾議員より報告があったとおりでございます。

この認知症施策というのは、今後とも我が町にも大事な課題であると思ひます。今、我が町が取り組んでいるのは、キャラバン・メイトでしたか、キャラバン。そのときにこの腕のここに、手首にオレンジ色の輪っかがようはめておられる方がおられると思ひます。病院部長はしておられませんか。あら、おかしいですね。そのように、そういう認知症対策をやっている方はキャラ

バン・メイト、そういう講習受けた方はこういうオレンジ色の輪っこをはめられた方がおられます。南部町にも恐らく100名程度おられると思います。具体的にそれらの方が、どのようなことをされておられるか、また町としてもこれは大事な施策でございますので、この認知症施策は今度とも介護保険の大事な試金石にもなると思いますし、この施策を問うものでございます。

以上、壇上から3点、簡単でございますので御答弁のほどをよろしく願いいたします。あとは発言席からさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

まず子供に対するインフルエンザ予防についてでございますが、御承知のとおり、新型インフルエンザワクチンにつきましては現在確保できる数が限られており、接種を希望する方全員に一度に接種をすることはできないことから、優先順位を設定して接種が行われております。また接種費用につきましては全国統一で、1回目の接種が3,600円、2回目の接種は2,550円となっております。また接種回数につきましては、1歳から13歳未満は2回接種となっておりますので、2回接種で6,150円となります。

今回の新型インフルエンザは議員御指摘のように、患者の7割が13歳未満の子供となっております、この年齢層の対策が重要となっております。南部町としては1歳から中学生までの接種の負担金を1回1,000円とし、経済的な負担を軽減することで新型インフルエンザ予防接種を受けやすい条件整備をしたところであります。

感染予防対策としましては、乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診時にインフルエンザ脳症の注意を含めた乳幼児向けの新型インフルエンザ予防についてのチラシをお渡ししまして、保護者の方への注意を喚起しているところであります。また町内保育所、小学校、中学校では自宅での体温測定や手洗い、うがいなどの指導を行っていただき、発症状況によって学級閉鎖や学年閉鎖を行っている状況でございます。

また、御質問の細菌性髄膜炎による脳症はインフルエンザ脳症とは原因が異なり、髄膜に細菌が感染して起こる病気で、この原因となる細菌の6割が通称H i b細菌であると言われております。これに対するH i bワクチンは細菌性髄膜炎の予防ワクチンとして平成20年12月に国内販売が開始されたところでございます。現在、任意接種として5歳未満の乳幼児を対象に実施されておりますが、国内で販売が開始されたばかりでワクチンの安定供給に課題があると聞いております。今後、安全性や有効性について情報収集に努め、専門機関と協議をして検討してみたいと思います。

次に小・中学校の集団接種についてでございますけれども、今回の予防接種はこれまでの季節性インフルエンザワクチンの予防接種と同様に、あくまでも個人の判断による任意の予防接種でありまして、国と医師会の契約で実施されるものであります。原則、かかりつけ医で接種を受けることとなっております。しかし、感染が広がっている小児に接種機会を拡大することとワクチンを有効に活用することを目的として、学校医による小学生の集団接種について県が支援を行う旨の方針が示されました。南部町におきましても教育委員会、学校、学校医で協議いただいた結果、小学校で1年生から3年生の1回目の接種希望者を取りまとめ、西伯小学校は西伯病院で今月20日日曜日に、会見小学校と会見第2小学校は潮医院で17日と18日に集団接種を行います。接種希望者は西伯小学校で121名、会見小学校で71名、会見第二小学校は6名と聞いております。小学校の高学年の1回目の接種についても、年明けになりますが、日時を決めて学校医の医療機関で集団接種を行う予定でございます。

中学生に対する集団接種にはワクチンを確保する県の支援がないために、町独自で集団接種を計画してもワクチン確保ができる保証がないということでございまして、今のところ中学生の集団接種は考えておりません。

児童数のことですが、西伯小学校は218人で121人の希望者、会見小学校は102人で71人の希望者、第二小は6人で6人の希望者というぐあいになっております。

次に歯科検診でございます。平成20年5月の鳥取県国民健康保険疾病分類統計表での南部町の疾病別の通院件数でございますけれども、歯科は高血圧に次いで2番目となっております、被保険者の11.4%の方が受診をされたことになっております。現在、南部町では大人の方を対象の歯科検診は実施しておりませんが、母子の歯科対策としてお子さんの虫歯予防と保護者の方の歯周病予防を目的に、乳児健診時に保護者の方を対象として歯科衛生士による個別指導を実施しております。また、22年度は介護予防事業に歯科指導を実施する予定にしているところでございます。

鳥取県では健康を維持し食べる楽しみを享受できるように、成人期以降の歯の喪失の最も大きな原因となる歯周病を予防するための歯周病疾患健診事業として健診を実施する市町村に補助を行っております。この事業は40歳、50歳、60歳、70歳を対象に歯科医院で問診や歯周組織検査を実施するもので、現在県内で2市1町が取り組みをされております。

この2市1町が実施された平成20年度の歯周疾患健診の受診者数は325人でございます。対象年齢に対する受診率がわずか1.4%ということでございます。検診結果では歯周病の症状である歯周ポケットを持つ方が50%以上あり、総合判定結果は異常なしが9.2、要指導が4.

3、精密検診が必要な方が86.5%と、9割以上の方の歯科治療が必要との結果が出ているようでございます。今後の南部町の歯科検診の取り組みにつきましては、実施町村からより詳しい情報収集を行いまして、歯科医療機関などと協議をして実施に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、認知症対策についてでございます。南部町における現状でございますが、65歳以上の人口が3,473人で高齢化率は29.3%となっております。平成16年10月の合併時高齢化率は27.1%と比較いたしますと、2.2%ほど高くなっているわけであります。また、せんだって実施したアンケート調査によりますと、在宅で介護認定を受けておられる方のうち、約50%に認知症の症状が見られるという状況でございます。

認知症の施策につきましては本年度から西伯病院が専門医療の提供、医療と介護の連携強化、専門医療相談の充実を図り、地域の認知症対策の中核となる認知症疾患医療センターの指定を受けたことに伴い、健康福祉課内にも認知症連携担当者を配置して認知症の対策連携強化事業を取り組んでいるところでございます。これは国のモデル事業で、認知症疾患医療センターにつきましては平成21、22の2年間、認知症対策連携事業は21から23年の3年間の事業実施を予定しております。

今年度は認知症高齢者の家族介護者の実態把握のアンケートを実施いたしました。このアンケートの結果から介護家族の精神的支援が必要であるということ、認知症の早期受診が十分でないこと、介護保険以外のサービスや親戚や隣近所の協力を得ることなく介護されていることなどが明らかになったわけであります。今後、介護家族の方を支援するために認知症家族会設立を目標に、家族の集いを開催する予定にいたしております。

また認知症の早期受診や隣近所の協力体制についてでございますけれども、平成18年から認知症サポーター養成について取り組んでおり、現在274名の方に認知症の人や家族を見守る地域の応援団となっていていただいております。今年度の認知症サポーター養成は手間振興区の役員さんを対象に8月に実施いたしましたが、加えて1月には役場職員を対象に実施予定をいたしております。これは日ごろから役場窓口や地域において住民の皆様と接する機会が多いことから、認知症について正しい理解を得て対応することを目的としたものでございます。

また、南部町でこの事業に取り組むに当たり、西伯病院、社会福祉協議会、伯耆の国、健康福祉課で町内の認知症の現状や課題を検討しました。その結果、介護予防事業参加後に利用できる事業が現在ないということ、もの忘れ外来受診者などで初期の認知症の方の利用できるメニューが身近なところがないというようなことが課題であるということが判明したわけであります。

今後、いきいきサロンなどで活用できる認知症予防プログラムを作成して、来年度はモデル地区でプログラムの実践をしたいと考えております。

南部町は西伯病院にもの忘れ外来と認知症デイケア、ゆうらくには認知症デイサービスなど、医療や介護サービスには恵まれた環境でありますけれども、今後、高齢化が進む中で認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指して地域の見守り活動や予防活動など関係者の方々と協力して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 少しずつ再質問させていただきます。

まずワクチンの、H i b ワクチンの話が出ました。この脳症については、これはインフルエンザワクチンを接種すれば脳症は防げる可能性が高い。だけど細菌性の脳脊髄膜炎ですね、細菌性の予防については、これはやっぱりH i b ワクチンが有効であるということ認識しておりますけれども、これをぜひとも来年度でもやっていただきたいと思います。

高齢者に肺炎球菌ワクチンを今、行っております。これも西伯病院のお医者さんがインフルエンザにかかったとき、この肺炎球菌ワクチンがすごく有効であるということで導入されたのは事実でございます。たまたま西伯病院に今、小児科のお医者さんがおられませんのでこれがわからないかどうかわかりませんが、私もあるお医者さんに聞けば新型インフルエンザと同様、また季節型のインフルエンザと同様にワクチンをしたと同時にH i b ワクチンをすれば、ある程度感染が予防されると伺っておりますが、本町でも検討されるとは言われましたけれども、いろんな情報を得られて来年度からも高齢者と同様に、肺炎球菌ワクチンをされたと同様に、町長のマニフェストにあります子育て支援の観点からでもH i b ワクチンの予防が必要だと思っておりますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁をしたとおりでございますけれども、正直なところ、私はあんまりワクチンというものについての知識がございません。担当の保健師さんなどからそういう話を聞いたり、それから西伯病院のドクターなどから話を伺って肺炎球菌ワクチンについては手当てをしたというような経過でございます。

それから、ワクチンには一般的に副作用があるということでもあります。以前はいわゆる感染症対策としてのワクチンの位置づけは半分強制的な義務化でやっていたわけですがけれども、このワクチンによる副作用でさまざまな障がいが出てきたというようなことから任意で接種をするとい

うことになっているわけですから、今のこの新型インフルエンザワクチンも任意なんですよ。したがって、行政としてどこまで踏み込んでいくのかというのは、私はこれは難しい問題があるのではないかとこのように思っております。

先般、11月30日にワクチン副作用被害の補償に関する特別措置法というのが成立しております。成立しているわけです。ということは逆に考えますと、副作用が十分に想定されると。万一のときには法律でその補償してやるといっても起きてしまってからではこれ遅いわけですし、そういうところに行け行けどんどんで行政が先導で旗振りをして、万一大きな過失というようなことになったときには、これ非常に問題が起こるのではないかとこのことで、アクセルとブレーキとやっぱり両方見ておって、こういう施策は進めていかんといけんではないかなというように、これがワクチンに対する私の一般的な認識でございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 何でも薬というのは裏に毒がある。合う人と合わない人とあるんです。それで効く人にはよく効くんですけど、効かない人には効かないところもある。ワクチンも一緒でございます。あくまでもインフルエンザワクチンもたしか、もう一ついろいろあるけど大概任意になってます。けども、この肺炎球菌ワクチンについてもそうでした。南部町はこれを取り組まれたおかげで、マスコミ報道もありましたけど、これはすごい効果があるという報道があったら一遍に品薄になったんです。このH i b ワクチンもちょっと今、品薄状態になっております、全国的に。やっぱりある程度効果があると。確かにインフルエンザの脳症はウイルスで感染していくんですけど、それと同時に細菌性のもあるんです。それをとめるのがH i b ワクチンなんです。それで全国的にどうもこれも品薄になりつつありまして、南部町が肺炎球菌ワクチンを行政で補助してどんどんやるって言ったら、この近辺の市町村が品薄になりまして医療機関が困った時期もあります。医療機関がなぜこれ来らんのだといえ、ほとんど南部町に行っておりますという状態がつい最近まで続いておりました。そういうことでこれは確かに不安なことはあると思いますけれども、町長、専門家と相談されると今、言われました。なら、我が町には西伯病院というたくさんお医者さん、内科の先生が今4人常駐しております。小児科はおられませんけども、ちょっとこれを聞かれました、必要とあらば来年でもこれを任意で認めるということとは可能かどうか、再度町長の意見を、所信をお聞きしたい。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 可能かどうかということについては、それは不可能ではないというように思います。ただ、人間の体に起こるすべての症状について、それに対応したさまざまな薬品や

ワクチンが開発されるわけですが、その特定の分に限ってその特定な支援をしようということは、これは慎重にならざるを得ないわけであります。

やはりさっきの答弁でも申し上げましたけれども、乳児健診だとかそういう健診の折に、こういうH i bワクチンですか、のことをお話しして情報提供したり、あるいはこういう議会の場で中継されておりますから議論を深めて、そういうものを見聞きしたお方がやっぱり必要だということで自主的にワクチン接種というものをなさるとというのが私は今のあり方ではないかな、町として取り組む姿ではないかなというように思っております。

くどいようですが、さっきも申し上げましたように副作用だとか、南部町の子供が将来的に5年先、10年先に例えば大きな障がいや次々発症するというようなことが万一あったときには、これは私は大変なことになるというように思っております、このワクチンのことについてはもう少し状況を見ないといけんということでもあります。

それと、肺炎球菌とは若干私は違うというように思うんです。肺炎球菌はいわゆるヨーロッパでもう既に長い実績があって、実績があって……（「H i bも。ヨーロッパでやっている」と呼ぶ者あり）そうですか。それから、実績があるし、それから高齢者の方が肺炎で非常にお亡くなりになっているという、そういう現状からそういう選択をしたわけであります。これは西伯病院のドクターの方からの強い要請もございました。そういうことで判断をいたしております、今聞きますとヨーロッパの方ではH i bワクチンも随分普及しておるとこのことのように思いますが、平成20年の12月によく国内販売されたということにして、国内ではまだまだ一般的ではないのではないかと。もうちょっと様子見てもいいのではないかと思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 確かに20年の、ほんに若いんですね、日本に来たのは。これは欧米ではもう既にセットでやっているというのは聞いております。日本は本当に慎重に慎重にしておられて、肺炎球菌も本当にこげになったのはつい最近です、あったですけど、高かった。相当、自主的にこれをやられるということですけども、肺炎球菌のワクチンも1本高いですね、あれ。8,000円近くするんじゃないですか。これを何ぼか助成して打ってますね。このH i bワクチンも結構値段するんです。もし町長、うちに医療機関ございます。そういう不安材料もございましょうけども、欧米では確かにやっているのは事実です。ぜひとも、町長は納得してもらわないけんし、お医者さんからうんという、絶対必要だぜってことになれば肺炎球菌ワクチンと同様にこの助成をしていただきたいと。

これはね町長、町長がマニフェストで唱えておる子育て支援にも若干関係するんですわ。子育て

て支援というのは金ばかり払うのが支援じゃなくて、保育園の保育料を低減されましたね。ほかの町に、市にないことを南部町はやってると。そこに今回の新型インフルエンザワクチンも中学生まで助成をしてみると。これにも特に子供さんにかかるような大事なインフルエンザのワクチン、H i b ワクチンでも南部町は助成をしてみるとという子育て支援についてあれば、私はまた町内におられる親御さんは安心されるんじゃないかと思えますけども、ぜひともこれをいい方向にちょっと検討していただきたい。

それともう一つは、新型インフルエンザワクチンを今、ターゲット上げました。これと一緒に子供さんは今、季節型インフルエンザワクチンもやっております。高齢者の季節型インフルエンザワクチンは国や県の助成があってもかもしれませんけど、非課税世帯には1,000円と500円負担がありますね。あれはまともにすれば、1本すれば大体4,000円か5,000円する。2回、なぜいうたら小児科、子供さんは小学校までは季節型インフルエンザ、新型インフルエンザ2回接種するんです。2回接種すると大体最低でも4,000円か5,000円するんです。新型インフルエンザのワクチンには助成をしようと、季節型インフルエンザワクチンには助成がないと。これについてちょっと考えていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。これは個別具体的話なので、今ここでやりますとかやりませんかということには私はなりません。もうちょっとこの実態というものも調べなければいけませんし、今ここでそういうことを申し上げるといことにはならないわけではありますが、一般的にもう少しこのワクチンの問題についての議論を深めていくとするならば、そもそも感染症についてだれが責任を持つかということでもあります。感染症にかからないように本人がもちろん努力もしなければいけない。しかし、国家が防疫体制を強化して外国からおかしな病気が入らないようにしたり、それから感染症そのものは南部町がどんなに努力してもほかの町でどんと発生すれば、これも自然にうつるわけですから。これは本当に国がしっかりとした研究機関ももちろん持っています。それからそういう体制も整えております。

私が言いたいのは、国の責任が非常に大きいと、この感染症については。それでもうちょっと踏み込んで言いますと、なぜワクチンの値段をもっと安くして国民に広く感染しないようにしないのかということ強く言いたいわけです。そういうことが非常に我が国は、私はおくれておるのではないかと。一自治体がどんなに努力してみてもこれは限界があるというように思っております、そういう大きな中でこの感染症対策ということについて、もっと本腰を入れていただきたいと思えます。

それから肺炎球菌は、高齢者の方に支援をしております。これは高齢者の方と乳幼児はおのずと違いますね。長い間にいろんな病気などもされて、一定程度抵抗力というんでしょうか、持っておられます。ワクチンに対するその対応についても多分、乳幼児とちょっと違うのではないかと思います。乳幼児の場合は間違えば本当に生涯障がいを持ってしまうというようなことも十分想定されるわけですから、一層慎重にならざるを得んというのが思いなんです。

ですから、まとめて申し上げますと、今ここでこのH i bワクチンに対する支援だとか、あるいは一般のワクチンですね、インフルエンザワクチンに対する支援だとかということについてはこれは検討はしなければいけませんけれども、今ここで御返事を申し上げるわけにはいかないし、ワクチンという感染症全体に対するやっぱり国のしっかりとした政策というものを求めたいというように思っております。答弁にならんかもわかりませんが、そういう思いを申し上げて答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） それなら私も思いを述べてちょっとお願いします。

確かに一番よく知ってるのは、こういうことでよく携わってわかってるのは病院と健康福祉課の保健師さん、ぜひともお願いしたい。病院の方にもいろんな新しい情報等が町民のため、子供のためになるのだったら、ぜひとも町長に情報提供して、いい提案を、提言をしていただきたいと思います。

続きまして、健診についてでございますが、歯科健診ですね、これは……。ごめんなさい、もう1点ワクチンに……。通告書しとらんけん、やめます。

歯科健診でございますが、今、答弁聞きましたら乳児健診のときに保護者に言ってるということでございますが、一番これが大事なのが、米子市は実際の40歳から10歳刻みで節目健診をやっております。その中で今、答えが参りましたね。確かに受診率は1.4%か、わずか全然話にならんような感じですけども、その中で9割の人が治療しなさいという結果が出てるんです。ならばこの節目健診というのは大事じゃないかと思うんです。私もこの間から歯医者さんに通って褒められました。ブラッシングを15分やるんです。そしたら歯槽膿漏が、歯周病が治っちゃったんですけど、そしたらいろんな治療をするにも早いんですね。これはやっぱり介護予防で、介護保険で言われたとおりだなあと思っております。これは9割の人が見つかると、こういうところで。ぜひともこれは前向きに検討していただきたいことを要望しておきます。

認知症でございます。今、答弁でこれは一番核になっているのが西伯病院が県西部で2つの医療機関の中の一つ、認知症疾患センターに指定されておりますね。これを中心としていろんな施

策をぜひともやっていただきたい。早期受診が大事であるということを言われましたし、一つお聞きします。いろんなプログラム実践するためにモデルをつくると言われましたけど、具体的にはどのようなことをされるのか伺いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 現在、今年度配置をしていただきました認知症連携担当の方が中心になって検討しておりますが、具体的にはいきいきサロンで活用していただけるようなプログラムをつくらうということで、つくったこういう、いきいきサロンの中で例えば運動だとかいろいろな認知症を予防するためのプログラムを一般的に身近な地域の中で、指導者とかだれか特定の人が必要なくても使っていただけるようなものを作成しようということで、町内の福祉関係者の音楽療法士さんですとか作業療法士さんですとか、西伯病院の職員さん等にも入っていただいて、その認知症連携担当者が中心になってこれからプログラムについて検討するところでございます。そのプログラムをできましたらCDかビデオか、そういうものをつくっていききたいというようなことを来年度は考えてるんですけど、実際そのできたものを来年度は2地区ぐらいモデルで実施していただけたところを探しまして、実践をして使える内容なのかどうかということと、それを改善して地域の中でそれを使っていただけるようなものを、プログラムというようなものをつくっていききたいというふうに今、検討しているところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひ。それからもう1点お聞きします。我が鳥取県には鳥大がございまして、そこに浦上先生という世界的、日本的に有名な認知症の先生がございまして、この浦上先生と我が町とのこういう認知症施策・対策についての連携はされておられましたらどのようなことされておるかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 直接的に浦上先生に来ていただいてということでは近年ございません。南部町には西伯病院に認知症を専門とされている先生がございまして、例えば認知症のサポーター養成ですとか、町内の出かけていただく講演等については西伯病院の専門医の先生をお願いをしておりますので直接的に来ていただくことはございませんが、浦上先生が主幹されます認知症の圏域集会等が米子でございまして、そういうものについてはできるだけ参加をさせていただくようにはしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 我が町にはいろんなので福祉の資源はたくさんございます。それ

を活用するか活用せんかというのは私たちの問題でございますが、ならば、この認知症については過去から今までずっと言われた問題でございます。西伯病院にもそういうもの忘れ外来とか、今、認知症疾患センター持っておりますが、それを活用して、ならば具体的に地域にどのようなこととして、今いきいきサロンと言われましたけども、いきいきサロンばかりで認知症の人は守れません。それなら地域でどのようなことを取り組むということを考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 議員の質問にもございましたように、一つはキャラバン・メイトというふうにおっしゃったんですけども、キャラバン・メイトの方は認知症のサポーターを養成していただく方でございます。キャラバン・メイトの養成につきましては、今回も南部箕蚊屋広域連合の方で計画をさせていただいておりますので、そういうことでキャラバン・メイトの方に講師になっていただいて、認知症のサポーターというか地域の中で具体的に見守っていただく方をふやしていこうということで、サポーターの養成ということに平成18年から取り組みました。議員がおっしゃいましたようにオレンジリングというのがあるんですけども、実際平成18年に始めたときはちょっとそのオレンジリングを受け取っていただかなかったんですけども、3回シリーズでかなり勉強していただくようなサポーターになっていただきました。

先ほど町長の答弁でもありましたように、そういうオレンジリングを持ってるサポーターさんとオレンジリングは出てないけどもそういう講習を受けていただいた方が現在274名ございます。274名ありますので、やはりそういう方をよりふやしていくということを一つは取り組んでいきたいと思っておりますし、それから具体的にサポーターになっていただいた方を具体的な活動として動いていただけるようなことというのがなかなかちょっと、考えて検討は、課内で検討してんですけども、なかなかそれが姿になっておりませんが、当面はそのサポーターを本当にふやしていくということも一つの活動として今、考えてるところでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 僕は100名ぐらいかと思ったけど、274名もサポーターが南部町でおられる。すごい資源、財産だと。これの方が本当にいろんなことでやれば認知症になっても我が町は安心して住めるというように持っていくのが本当だと思います。

私たちもこの間、何年前でしたか、大牟田に視察に参りました。大牟田市が地域を挙げて認知症の人が自由に徘徊しても全部できるようなシステムをつくってございましたが、これがキャラバン・メイトが18年からこういう認知症のことをやっておられまして、18、19、20、21、

4年ですね、4年でまだ姿が見えてこんど。私は町長にも何か腹案があると思うんですけども、町長、何か腹案ございませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。認知症については私は非常にこの高齢社会の最大な課題になるというようにかねて認識をいたしておりまして、この認知症のサポーター、それから今の職員の配置だとかですね、病院の疾患センターの指定とかいろいろやっているわけです。

私は今、考えておりますのは、この間北名古屋市に行きましたときに非常に参考になる視察をさせていただきました、私も同行させていただいたわけですけど。それは商工会だとか商店だとか、あるいはお役所だとか学校だとか、いわゆる日常生活の中でどうしても行かなければならぬところがありますよね。そういうところの皆さんにこの認知症を理解していただくサポーターになっておいていただかないと、ただ単なるサポーターをつくっておってもこれはなかなかうまくいかない。具体的に言いますと、役場だとか、それから社会福祉協議会、病院の窓口、公共的なところではそういうところですけども、そういうところ。山尾商店だとか丸合だとかですね、いろいろ商店の皆さん方だとか。そういう日常生活で自分が、認知症の方がかわられるお方に直接的に認知症のサポーターになっておいていただければ、これは認知症になっても安心して外出ができますし、ネットワークさえあれば、もし迷われてもサポーターがたくさんいますから対応ができると。大きな過ちにならないというような気がしております。そういうことを具体的にやっていかんと認知症の方が安心して暮らせる地域づくりということにはならんだろうなというように思って、当面、さっきも申し上げましたけれども、役場の職員に正しく認識をしていただいて、役場に来てからそういうことを始めようというように考えております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） このように具体的なことを聞いたかったんです。役場からやると。次は商工会とかいろんなところでこういうのをやって、要は認知症の人が歩いても大丈夫と、南部町行ったら認知症の人も生活が普通どおりできてるぞという町にしたいというのが私の気持ちですけど、町長も同じ気持ちです。

それと、北名古屋市に行ってびっくりしました。私たちがもう要らんわと思って捨てた分が生きとったんです。これについて町長も一緒に視察に行きました。我が町にもたくさん、まさか明治の分はないと思いますけれども、大正期か昭和の初期からのものがまだあると思います。これらを見たら、私たちも見て、わあ、懐かしいなと昔を思い出すんです。こういう収集ですか、町の財産を何かそういうところに集めて展示したり、認知症の方もそこへ行ったら昔をよみがえっ

てまた線がつながる可能性もございますが、そういうことする計画というか思いはございませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。北名古屋市の例は亀尾議員が報告なさったように、いわゆる回想法は認知症だというとらえ方をせずに、回想法は町の活力を生むというとらえ方で大きな成果を呼んでいるという御報告で、私も全くそのように思いました。南部町には西伯病院の2階に回想ストリートがあるわけですね。そういうところを公共的にもうちょっと開放して利用させていただいて、町の活力の源になればなあというように思います。それから板祐生記念館にもちょうど私どもの幼かったころや戦前や戦中、戦後のあの動乱期、いろんなどきの失われたものがたくさんあるわけですし、そういうものがこの認知症の皆さん方の何かのこの支えになればなあというように思うわけです。新たに何かをつくってというようなことにはちょっと考えておりませんが、そういう古いものを見て話題が豊富になって、みずからがその時代に生きたことをみずからの口で語り合ったりして、地域のその活力や、結果として自分の認知症の進行をとめたりというようなことができればなあというように思っております。

町内にはそういう、まとまってはそんなにありませんけれども、それぞれの地域にたくさん農家にもございますし、そういうことを例えば先ほど申し上げたようなこのいきいきサロンなどで取り上げていただいて、認知症対策の一助になればなあというように思っているところです。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この認知症対策の今の町長が言われたとおり、大事な問題で、また落ちつくんですね。それを取り組んでいるのが我が町にあるゆうらくなんです。あそこの廊下とか部屋に自分が嫁さん来たときの長持とかああいうのが置いてあるんですね。そしたら本当に落ちつかれるんです。町をそのようにすれば一番いいんですけど、祐生記念館もそうありますね。西伯病院も回想ストリートがある。そんならそこにその人たちを連れていくかというわけになかなかかなりにくいところがありまして、私はそのような資源をまたいずれそういうところで活用できるならば、空き部屋、あいたところへでも要は集めることが私は必要じゃないかなと思いますけれども、これは町長だろうか、健康福祉課だろうか。何とかそういうような、捨てるんじゃないしに活用されるような収集場所をぜひとも提案したいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 以前にも法勝寺高校の跡にそのような昔の農具やいろいろ保管しておったこともありますけれども、とても管理をし切らんかったという実態もあって反省もいたしてお

ります。多分徳長の藤原さんそこには郷土資料館があります。私どもの家の蔵にもきっと、あけてみたことはあんまりないですけど、がらくたばかりで。それが結局、今の昔の民具や農具やいろんな物だろうというように思うわけです。ですからあえて町が公共のお金を使って公共の場所をつくって、そこに昔のそのようなものを集めて管理をしていくということまでは、私はできないのではないかと。それぞれのおうちの蔵やそういうところにたくさん眠っておるというように思いますから、私はむしろそういうものの効用を保健師さんなりそれぞれの皆さんが説いて、そして例えばいきいきサロンなどの場で持ち出して、そしてそういうことを話題にして、高齢者の皆さん方の前向きな暮らしに役立つ、ひいては結果として認知症がそれによって防げる、あるいは進行をおくらせることができるというようなことが一層現実的ではないでしょうか。どうですか。（発言する者あり）はい。私はそのように考えております。集めてというようなことにはちょっとなりにくいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） もう時間ありません。最後1分だけ。今、町長いい話されました。そういういっぱいいろんなところにあるものを利用して、保健師さん、この北名古屋市も保健師さんだったですね。保健師さんがほんに1人じんぐるって、もうばかになり切って認知症対策されたと。前回も保健師さんについて私、言い過ぎたところありましたので、きょうは控えまして、ぜひとも。この私も経験がございまして、私にも義理の母が我が家で一緒に生活して80何歳になります。昔のこと言うと生き生きしとるんですね、ばあちゃんの目が。ああ、これは大事だなと思って。これもいきいきサロンのときに、この水差しでもいいじゃないですか、昔の分持って行って。そこから話を話題にしてよみがえらせるというような施策というか活動を、これは櫃田保健師さんをお願いいたしまして、私の質問、終わります。ちょうど時間となりました。ありがとうございます。

○議長（石上 良夫君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は1時45分とします。

午後0時35分休憩

午後1時45分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾でございます。本日の一般質問のいよいよ私が10番目、ラストでございます。この場から2つの件について質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に新インフルエンザ予防の充実を求めて聞きます。

新型のインフルエンザは今や全地球に広まり、感染の流行をいかに抑えるかが大きな課題ではないでしょうか。日本感染症学会の新型インフルエンザ対策委員会は本格的な流行をめぐって緊急提言をまとめています。内容は、今後も乳幼児や小・中学生、高校生が流行の中心となって学級閉鎖、休校が頻発する、このように指摘しております。南部町でもすみれ保育園で10月2日、1名が発生し、4日に集団感染となりクラスが閉鎖、また翌5日には感染者11人に広まり、6日から3日の休園措置がとられました。その後も他の保育園、あるいは小・中学校で休園、学級閉鎖が相次ぐ事態となっています。

新型インフルエンザ予防接種を町行政が住民にお金の支援について11月26日臨時議会で議決をされました。しかし問題点も多く、自治体本来の役割を果たす立場から非課税世帯、小・中学生までの無料化を求めて質問をいたします。

まず1つ、国・県の補助の目的、趣旨を問うものであります。2つ目が、町が出した算出根拠を問います。3つ目が非課税世帯に属する者の全額無料化を求めます。4つ目に1歳から小・中学生までの全額無料化を求めます。5つ目に小・中学生は集団予防接種を図ることも求めてお聞きします。

そして2つ目の事項で、町立保育園の存続を求め、保育制度改悪の中止を求めて質問いたします。

9月議会で保育園の民営化についての質問に対し、十分に時間をかけて慎重に取り組む問題、このような答弁がありました。公立保育所の運営費の一般財源化、自治体の財政難による人員削減が強行され、保育分野でも非正規雇用が拡大しており、民営化が取りざたされているのが自治体本来の役割放棄にもつながるものであります。今日、少子化が大きな問題になっている時代、地域の子供は行政が保育に責任を持って行うことは当然であり、町直営の存続を求める立場から質問し、またあわせて今回問題になっている保育制度見直しの中止の立場からも質問いたします。

1つ目に、町直営を今後も続けることを求めます。2つ目に、保育制度の見直し中止の声を国に上げることを求めるのはどうでしょうか。

以上、この場からの質問はここで終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。

最初に新型インフルエンザでございます。

まず国・県の補助の目的と趣旨についてのお尋ねでございますが、このたびの新型インフルエンザワクチン接種について国の言っております目的から述べてみますと、1つ、死亡者や重傷者の発症をできる限り減らすこと。2つ、そのために必要な医療を確保する。以上の2点であります。この接種目的に照らし、ワクチンを接種する方のうち、住民税非課税世帯を念頭に町がその費用を助成する措置を講じた際には、事業に要する財源について優先接種者の中で生活保護世帯と住民税非課税世帯の接種費用全額分を上限として国が2分の1、県が4分の1、それぞれ補助を行うというものでございますが、市町村がその事業費の範囲内で対象者や軽減金額を別に定めることもできることとなっております。

次に町が出した算出根拠を問うとのことでございますが、国が示したワクチン接種費用に関する負担軽減についての考え方にに基づき、優先接種者のうち生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する方への負担軽減を行うとともに、さらに1歳から中学生までの課税世帯に属する方と優先接種者以外の生活保護世帯や住民税非課税世帯に属する方への負担軽減を行うこととしたわけであります。これは優先接種者のうちの低所得の方だけを無料とするのではなく、町全体を考慮して負担の軽減を行うことが重要ではないかと思ったからでございます。優先接種者の方だけを無料とするのではなく、その方々に一部を負担していただくことで負担軽減の対象枠を広げたわけでございます。ちなみに優先接種者以外の低所得世帯に対する負担軽減を行いますのは、西部管内では2町だけとなっております。

具体的な算出根拠でございますが、補助額は実際に接種した優先接種者数に占める非課税世帯者の割合を乗じ、さらに係数を掛けて算出します。この中の係数の一部につきましては県の方から後日割り当てられることとなりますので、歳入として見込みました金額は最大ということで御理解をいただきたいと思っております。

次に歳出についてでございますが、1歳から中学3年生までと非課税世帯に属する方を合わせ2,980名の方を基本にして8割の方の接種を見込んで予算を計上いたしました。また13歳までは既に2回接種が決定されており、中学生、高校生は当面2回接種ということで予定されていることから2回接種者を1,200人と予測し、予算計上したところであります。

次に、非課税世帯や中学生までの全額無料を求めるということでございますが、るる述べておりますように、町全体を見た負担軽減を実施するわけでございますから、御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

このワクチンでございますが、効果は100%ではなく、重症化に一定の効果があるとされておりますが、感染防止や流行の阻止に関しましては効果が保証されているものではありません。ワクチン接種だけではなく、引き続き、お一人お一人が感染予防に努めていただきますようお願いをするものでございます。

最後の小・中学生に対する集団予防接種につきましては、細田議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

次に、町立保育園の存続についてでございます。1番目に町の直営を求めるということでございます。9月定例議会一般質問で仲田議員にお答えをしておりますけれども、その内容について一部重複するということをお断りしておきたいと思っております。

南部町の保育園の現状は、すみれ保育園、つくし保育園、さくら保育園、ひまわり保育園の4園でございます。定員は390名となっております。現在、保育園児数は386名で、99%の利用率となっております。そして待機児童はないということでございます。また、開園時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間行っております。土曜日の午後保育はすみれ保育園とさくら保育園で行っております。受け入れ年齢でございますが、生後6か月から1歳児まではつくし保育園とひまわり保育園で1歳児から就学前までは全園で受け入れをしております。

平成20年度の経費は3億2,314万2,000円で、収入は保育料が8,388万1,000円、交付税が1億2,073万3,000円ありまして、結果、一般財源である町の負担額は1億1,852万8,000円となっております。現在、職員の状況は正職員が26名と非正職員が41名、パート職員が41名でございます。財源の問題を申しますと、平成16年度から国の補助金が一般財源化され、並行して従来の保育園の補助金分が含まれます地方交付税も減額の方向へ進み、自治体の負担がますますふえ、厳しい状況が続いております。また、保護者からは延長保育や休日保育など、多様なニーズがある中で財政的な問題などがあり、どこまで行政がこたえられるかということもあるわけでありまして、これは南部町に限らず、どこの自治体も運営が苦しくなってきたております。保護者からの多様なニーズにもこたえられ、効率的な運営も図られる方法を模索していくことが求められているのではないのでしょうか。民営化は一つの選択肢と思います。民営化しかないようなまた誤解をしないようにしていただきたいと思っております。

さて、民営化の流れは鳥取市など全国的に進んでいるのが現状であります。民営化を実施した自治体の中には保育内容の向上や送迎などの独自サービスの実施によって、保護者に喜ばれている保育園もございます。しかし、中には財政効率優先の観点から、民営化が強行されたことに問題が生じて裁判となったケースや、反対運動などがあるように聞いています。民営化にはメリッ

トもありますが、デメリットも当然あるわけですから、将来、民営化の検討に取り組むことにいたしましても、保護者との話し合いを持ったりアンケートを行うなど、十分に時間をかけて慎重に進めていかなければならないと考えております。

民営化の必要性というものを何点かまとめてみました。これは保護者の就労機会の増加によりまして、保育需要が増加するということとございまして。また就労形態も変化しているために、延長保育や休日保育などの多様な保育メニューの展開が求められているわけでありまして、公立保育園では、町の行政組織の一つとございまして、予算制度の制約もございまして。事業実施には法令などに基づいた手続を得ることも必要になりまして、これは迅速性に欠ける面があります。2点目に、全町的に均一な保育内容が求められるということとありまして、園ごとの異なる対応は難しいわけでありまして。3点目に、子育てに関する不安や負担感を感じる保護者の方が増大している現状とありまして、行政として早急に対応したいと、そういう必要があるわけですが、先ほど申し上げたような理由からこたえ切れていないというように思っております。公私の役割分担を行い、民でできることは民でやっていただき、公の部分で障がい児保育や乳幼児保育などの困難課題や、新たな課題にこたえる必要性が生じてきているというように認識をしているわけですが。そして4点目に、厳しい財政状況から最少の経費で最大の効果を上げることは行政の責務の一つとありまして。保護者や将来を担う子供たちへの経済的負担をできるだけ減らす必要もありません。5点目とございまして、これは職員の問題とありまして。正職員が26名、非正職員が41名という職員の現状から、適正化を図る必要があるのではないかと、このように思っております。一般的に民営化で心配をされることというのが何点かあるわけとありまして。まず1点目とございまして、求められる質を備えること。子育て環境が悪くなり、特別な配慮を要する子供もふえている現在だからこそ、これは質が大切であると、質の低下を恐れているわけとありまして。次に、人件費が極端な削減をするというようなことになれば、これは質の低下につながるんだということから、職員の士気、定着率の低下、人材確保が困難になるのではないかと、このようなことも上げられております。それから、直営施設の役割を確認して、急激な変化の影響も検証する長期的な展望を明らかにすべきだということも指摘されております。いろいろ懸念事項もあるわけですが、それぞれに理解ができる事項であることとこのように思っております。

このようなことを念頭に、南部町における保育園の民営化を考える場合に、正規職員による直営施設として障がい児保育、乳幼児保育などの特別保育を行い、現在の非常勤職員を民間法人で雇い上げをして、双方連携のもとで一般的な保育に加え、延長保育や休日保育など、現在行って

いない多様な保育を展開していけば、利用者の利便性が向上するとともに、同一職場に正職と非常勤職員の混在する状況を改善でき、非常勤職員の処遇改善も果たされるのではないかとこのことを思います。このことを仲田議員の質問にも答えて、答弁いたしております。民営化については、いろいろな角度から時間をかけて合意を図っていかなければ、現場に大きな混乱が発生するおそれがあると思いますので、慎重に検討すべき課題と位置づけましてさらなる検討をしてまいりたいと思っております。

2点目の保育制度の見直しについてでございます。

昭和23年に児童福祉法が施行されて以来、認可保育所は措置制度のもとで、保育に欠ける乳幼児を保育し、地域社会の社会資源としての役割を果たしてきたわけですが、社会情勢も児童福祉法の施行時と大きく変化する中で、平成10年度より従来の措置入所から選択利用へ制度が移行してきました。内閣府に置かれた男女共同参画社会などで保育所にかかわる議論がさまざまに交わされ、待機児童ゼロ作戦として、平成16年をめどに15万人分の受け入れ児童の増大を図るなどして、認可外保育所にも一定の基準をつくった上で法律的な位置づけをすることや、事業者と利用者の契約に基づく、在宅をも含めた多様な保育サービスの拡充を図ることなど、議論がされてきたところでございます。厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会少子化対策特別部会が今後の保育制度の姿、新たな保育の仕組みを基本とする第1次報告を平成21年2月24日に了承しております。これを受けて、翌年度の平成21年度から社会保障審議会に第1と第2の保育専門委員会を立ち上げて、具体的な制度設計について、数回にわたり議論がされてきていますが、いまだ結論が出ず、答申までには至っていないところであります。

また、地方分権改革推進委員会は、自治立法権の拡大による地方政府の確立に向けて、3つの勧告をしております。1つは、枠づけの見直し及び条例制定権の拡大、2つには地方自治関係法制の見直し、3つには国と地方の協議の場の法制化について勧告を行っております。当委員会としては、政府に対してこれまで当委員会が第1次勧告及び第2次勧告で提言した事項とともに、第3次勧告で提言した事項を最大限に尊重し、これらを具体的な指針として、地方分権改革推進計画に速やかに着手するよう、強く要請をしているところであります。この第3次勧告は平成21年10月8日に鳩山総理へ手渡ししているということでございます。

いずれにいたしましても、保育制度の見直しは必要であると考えておりますので、亀尾議員がおっしゃるような保育制度の見直し中止の声を国に上げるというようなことは考えていないところであります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、それに基づいて再質問して深めたいと思います。

まず、第1番目にインフルエンザのことについてまず初めに聞きたいと思います。町長の答弁でありました、国が目的、趣旨というものが私も思うところ、そのようなことだと思います。とにかく病気になったり、あるいは重症化を何とか抑えたい、減らす、そのために必要な手だてを打つということをやるということだ、私もそのように思っております。それから、財源についてはですけども、国が2分の1、県が4分の1。そうしますと市町村で負担をゼロにするということになりますと4分の1を助成というんですか、補助していった負担をなくしていくということが、このための財源が4分の1かかるということなんです。国の方ではいわゆる生活保護世帯、それから非課税世帯の範囲内で2分の1、4分の1を出すということなんですけども、そこで私はこの間の26日の臨時会のときの資料を手元に持ってるんですけども、その中であったのは減免予定者という、2段になってますね、内訳とそれから予定者の中で、その中で、下の段の減免予定者数の中で1歳から小学3年、それから4年生から中学生、この数をトータルすると1,496人になると私思うんですけども、それでその下に低所得者に属する者というのが1,640入ってますね。この1,640の中で、1歳から中学生に該当する児童数が何人おられるでしょうか。そうしますとそれを引いたら低所得者に属する方の人数が何人かということが、なかなか拾い出しにくいかもしれませんが、推計、もしなかなか難しかったら何十何名だなしで、推計でもよろしいですけども教えていただきたいということをお願いします。なぜかといいますと、私がその最初の質問でしたんですけども、いわゆる小・中学生、1歳から小・中学生までは全額無料にするということはどうなのかということを行ったものですから、そのための資料に欲しいものでお聞きするわけです。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。亀尾議員さんがおっしゃいました資料と申し上げますのは、臨時議会のときではなくて全協のときの多分資料だと思います。私の方もちょっと説明が記載しておりませんで、申しわけなかったですけども、実際に数えたわけではございませんけれども、大体全人口の十四、五％が非課税世帯に属する方の人数ではないかなということで、老人高齢者の方の方に非課税割合が多いのではないかなというふうに考えまして、その下に200人を減をいたしております。これが、1歳から中学生までの方の非課税世帯に属する方というふうな考えで非課税世帯に属する方の1,640から200を引いたつもりでございます。結論的にいいますと、200人程度が子供たちの非課税世帯に属する人数であろ

うかなというふうに推定しているところです。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうしますと課長、確認なんです、1,640引く200で1,440の数になると思うんですね、そうしますと、1歳から中学生までを加えると1,696人、推定ですけども、そうしますと1,700人ぐらいがこの1歳から中学生に該当するというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。説明が悪くて申しわけございません。低所得世帯に属する方というのが1,640ですけれども、この中のうちの200人が中学生までの方ということになりますので、したがって、1歳から中学生までは1,496人でございますが、この中の低所得世帯に属する方というのは1,296人ということになります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私の聞きようが悪くてだと思っております、ちょっと言いますけどね、私先ほど言いましたように、1歳から中学生に該当するのが、町の今議決したのが1,000円の負担というぐあいになるわけですね。そうすると私が聞きたいのは、最初のこの1,000円の負担をなくして、全額結局負担なしにしたら一体幾らのお金が必要かということをおね、それが知りたくて質問してるようなわけなんです。だから聞いたのは、ここにあるのは1歳から中学生までの数がはっきり出ております。1,496人。その1歳から中学生の中で、低所得者に属する方も入ってるんじゃないかと思っております。だからこの1,640の中で、幾ら一体、小・中学生の人が入ってるんだらうかなというぐあいに思ったわけなんです。

そこで聞くんですけれども、なぜかといいますと、非課税世帯の方とあわせて知りたかったのは、どれだけの負担がかかるかということなんですけども、言えば1,496人、いわゆる1,500人が分で、これも負担をなくせばすべて無料になる、無料というか負担がなくなるというぐあいに解釈してよろしいわけですね。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。1,500人近くの中学生までの子供たちのうち、200人が低所得世帯に属するということでございます。今、中学生までの子供たちに対してその1,000円部分を全部減免を、無料にするということでございますね。1,500人の中で2回接種の子供もおりますので、ちょっとお待ちくださいませ。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 2 時 1 6 分休憩

午後 2 時 1 7 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 大変失礼いたしました。1, 5 0 0 人近く子供たちがいるわけ
でございますから、2 回接種ということですので2, 0 0 0 円の1, 5 0 0 人分ということでご
ざいます。

○議長（石上 良夫君） 1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） それで金額は出るんですけども、私は町長の答弁にもあったんで
すけども、新型ワクチンのことにですね、それで子供は地域の宝だという町長自身からの答弁が
あったんですよ。そういうことからすると、細田議員の質問でもあったんですけども、季節性のワ
クチンでも脳障害が起こるという状況も起こっているわけなんです。それで、そういう中でやは
りそのことを第一に考えれば、一番抵抗力というんですか、それが弱い子供たちに全額の、補助
で出してやると、全額、補助して個人負担なしでワクチンができるという措置をぜひとるべきだ
と思うんです。そうでないと長い一生の中で、脳の障害が仮に出たということになれば、その人
にとってもそうだし、また町全体からも非常に大きな損失になると思うんですよ。

そこで私は聞くんですけども、実は、質問 2、3 の中でも出たんですけども、議会として行政
調査を土佐町に行ったわけなんですけど、そこで昼だったかな、とにかく予防を徹底してやった
と、予防に重視してやったということをやったら、赤字だった国保会計の改善できて黒字になっ
たというような状況を話されて、学んできたわけなんです。私はやはり予防を重視してやること
が、そのワクチンが漏れたからといってですよ、流行がふえたとかどうかというのは、それは内
情はようわかりませんが、しかし、当然予測されることは、やはり予防した方が流行の度合い
を抑えるということは、これはわかり切ったことではないでしょうか。そのことから言えば、や
はり私は無料にするということを求めるんですが、どうなんですか。町の財源のこと、確か
に1, 0 0 0 円の負担をなくして行って、町が補助するということになる、そのときはお金が
かかるところは当然だと思うんです。しかしですね、これが何千万円という物すごいお金がかか
るんなら、町財政のことから思えばそうなんだけれども、しかし1, 0 0 0 円の負担を外してあ
げて、しかも2 回分も外してあわせて外していくということをやった方が、トータルで言えば、

私は大きな損失にならないではなかろうかということをおもうんですが、どうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの細田議員さんとのやりとりもいろいろ聞いていただいております。おたがいますけれども、財政的なことはもとよりでございますけれども、それ以外に、自分の健康は自分で守っていくということ、こういう原則、それからワクチンといえども副作用が全くないということではないというようなこと、そういうことで1,000円払ってでもワクチン接種を受けたいと、受けるといういわゆる御本人方の御意思というものはなければいけないのではないかというように思っております。したがって、全部無料にしてこれをどうぞ自由にやっってくださいというような施策は私は今後も考えていないところであります。このような一部負担を導入することによって、持っておられると思っておりますけれども、住民税の課税世帯の子供たちにも国庫補助対象外の支援をするようになっておるわけです。これは、中学生ぐらいが友達と連れ添って一緒に行くのに差があるというようなことではよろしくないのではないかというようなそういうことも考えて、そこに枠を広げたわけです。それから、いわゆる優先接種者以外の分野にも国庫補助対象外のものを広げて、南部町の減免対象としてやっております。そしてこのことが近隣の町村でどうなのかということですが、決してその近隣の町村に劣っているような支援状況ではございません。きのうもあつたと思っておりますけれども、生活保護世帯からも全額徴収すると、負担金は徴収するというような町もあるわけですから、それはないにこしたことはないとお考えかも知れませんが、そういうさまざまなことを考えますと、1,000円程度の負担はお願いして、できるだけみずからの意思でこれをやっていただくということを大切にしたいというように私は思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長がおっしゃるように中学生まで、1歳から中学生までは課税であっても1,000円にやると。それは子供たちの仲間うちからすればそういうわだかまりというんですか、そういうことをなくすため非常によろしいことだと思うんです。あるならば、先ほども言いましたように、ぜひ負担を軽減するということを引き続き求めるんですが、そこで聞くんだけれども、実は、細田議員の質問に対する答弁だつたと思うんですけれども、西伯小学校が20日に、それから会見小学校が17、第二小学校が18で、それで希望者割ってみますと、西伯小学校が57%ですか、それから会見小学校が70、第二小学校100%の希望だということなんですけれども、この西伯小学校少ないんですけれども、これは本人が嫌だというものを無理やりせえというわけではないんですけれども、この希望者が意外に少ないということを見てなんです、

このはどのように認識というか、何で少ないかということはちょっと考えて、分析というんですか、それをされたことはあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 小学校のことでございますけども、新型インフルエンザの町内の罹患状況を学校別で出した資料がございますが、その中で西伯小学校は今までの22%の方が罹患しておられるということがありますので、一つは、既に新型インフルエンザにかかられたということが原因ではないかと思えますし、それからもう一つは、そもそもこの新型インフルエンザワクチンの予防接種はかかりつけ医で受けていただくということが原則で話が進んでおりますので、既にかかりつけ医で基礎疾患があって受けられた方とか、かかりつけ医で既に予約をしておられるって方があるってことが考えられると思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はなるほどその答弁もらえばそうだと。かかった人やということであって、ただ、これパーセント出したとき低かったもので、何でだろうかというぐあいに感じたもので質問したようなわけです。

もう一つなんですけども、細田議員のときに、中学生はワクチンができないという、足りないということ、全体量が。それで、かかりつけのところでき次第ということなんですけども、もし、絶対量というんですか、量が確保できたらずれると思うんですけども、もし教育現場でそれでもいいじゃないかということがあれば、やられるという気があるのかどうなのか、この点についてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。中学生の場合、の予測ということなんですけれども、小学校のときの話、答弁等の中でもあったと思いますけど、学校医さんの方と協力をしてということがございますけれども、いろいろな課題はあると思いますけれども、そういう方向でいろいろな体制を整えば、そういう便宜を図るといいますでしょうか、そういう体制はとりたいというぐあいに思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 量というんですか、体制が確保できればそれをやっていくというぐあいに今答弁を受けたわけです。

それで、私がもう一つお聞きしたいのは、3月の議会のときの討論で防災コーディネーターの必要性についてどういう認識でされるのかということを議論したんですけども、そのときに町長

というか、執行部から、もし新型インフルエンザが流行すれば60人の犠牲者が出るというそういう予測が立ってるんで、それで防災コーディネーターというものの制度をつくるんだという答弁だったんだと思うんです。そこで私は26日の臨時会のことにもそういう答弁もらったんだから、当然、これもやはり負担をなくして、減らして、積極的な予防体制をとるべきだということと言ったんですけども、そしたら執行部側から、いや、これはあのときは強毒性のインフルエンザに対する手だてだったけれども、このたびは弱毒性なのでそこまでやる考えはないということだったと思うんですよ。

そこで町長に聞くんですけども、弱毒性でも全国ではもう3けたの犠牲者が出ているんですよ。だからその防災コーディネーターの精神というものと私はちょっと矛盾するんじゃないかと思うんですけど、町長、どのように考えておるんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。このような問題は、誤解があると町民の間に非常に不安感を巻き起こすということですから、誤解がないように聞いていただきたいし、それから私ももう一度、念を入れてお答えをしたいと思います。

昨年、鳥インフルエンザという極めて強毒性のインフルエンザで世界の各地で死者が多発いたしました。鳥インフルエンザであります。ことしも、もう既にベトナムなどで発生して死者になっておりますけれども、この鳥インフルエンザが大流行するんだという前提でこの鳥取県、特に南部町でそういう状況になったときにはどの程度の被害があるのかということをも米子の保健所の方から説明に来まして、議会でも聞かれたと思いますよ。南部町では最大で60人程度の死者が予想されるということをも保健所が言ったわけです。そういう研修を町の執行部も受けまして、来年度の予算、今年度になるわけですけども、その当時から言えば来年度の予算において、防災コーディネーターも必要だし、思わぬところで落とし穴があるわけです。住民の皆さんにきちんと啓発していかんといけんというような思い、それからいざというときにはマスクが足りんよということから、マスクの備蓄、そして啓発を兼ねて子供たちに持って帰らせたというようなこと。それからそれに有効だとされております肺炎球菌ワクチン、こういうものも補助制度もつくって、万全ではないけれども、備えをしたわけであります。そういうことで備えてきた結果、やがて春になって、来ないがいがなと思っておりましたところ、メキシコ発の豚からの新型インフルエンザということになったわけです。きのうも言いましたけれども、想定していたインフルエンザではなかったけれども、私どものそういう先を読んだ施策といったものが若干功を奏して、マスクの確保や、あるいは肺炎球菌ワクチンの確保などで他の町村と比べれば非常に

有効に作用したと、こういうことでございます。ですから、この新型インフルエンザといっても、強毒性の鳥のものと、鳥インフルと今回はやっておる新型インフルとは違うわけでありまして。これ一緒にしないで、町民の皆さんが誤解されるといけませんので、これ一緒にしないで聞いていただきたいと思っております。それから質問もそういうぐあいに分けてしていただかんと混乱すると思っておりますのでそこはよろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も鳥インフルと豚インフルは、これは強さというのは違うということは十分知っております。ただ、私が言いたかったのは、町長が強毒のその鳥インフルについても先手を打って対策をやられたというその姿勢があるのであれば、弱毒性であったとしてもやはりもっと負担を軽減するようなやり方をとっていただきたいという、そういう願いから、私はごっちゃにして豚も鳥も一緒だという考えは毛頭持っておりませんので、ただその意味からそういうことを質問したようなわけです。とにかく、議論をしたんですけれども、今の段階でこの間の26日の議決からは進まれないということを答弁だったということをまずそのように、答弁だというぐあいに受けとめておきます。

次に、町の保育園の町の直営を求めるということでお聞きするんです。先ほど町長の答弁でありましたけれども、民営化すると確かに、時間的なことの融通とかそういうニーズはできるということは、それは民間の場合はあるかもしれん。公立の場合は決められた時間、朝の7時半から夕方6時半までだというぐあいにちゃんと決まってるということで、それ以外の時間を民営化を融通できるということは、それは確かだというぐあいに思うんです。ただ、私が一番危惧するのは、民営化になった場合は、その園に対する審査というんですか、議会で仮に、本人はまだ子どもですから直接私らに言いませんけども、保護者がこういうぐあいなことが問題が起こってるとかそういうようなことがあった場合に、ここでこの場で議論ができないという状況が起こるわけなんです。私が言いたいのは、例えて言うと、ゆうらくの場合なんか、ここで議論をしたいんだけど、それはここでのいわゆる民間なんで、町直営ではないんだからということでその議論ができないということ、それから給食センターが今度業務委託になったんですけども、その業務についてもまだ取り上げてやったことはないんですけども、恐らくそれはその状況だからということで、なってくるということなんです。私はそのことをまず一つは危惧することなんですけど、その点について町長はどういうぐあいに考えておられるのか、まずお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほど私が言いましたのは、公的な保育園を完全になくしてしま

うというようなことを言っているわけではありませんね。ですから、困難な保育について公的な責任を果たしていこうと。そうでない、一般的に民間でできるような部分については民間でお世話になった方がいいのではないかというようなことでありますから、保育園について例えば私が言ったとおりに進んでも、ここで議論ができないというようなことにはならないというように思います。

それから、給食センターやゆうらくのことをおっしゃいましたけれども、高齢社会というもの、例えばゆうらくでいいますと、高齢者社会の中で特別養護老人ホームがどのような位置づけになっているのかとか、それから、その南部町にあるゆうらくでどのような介護が行われているのかというようなことについては、幾らでも議論の対象になるというように思っておりますよ。私が亀尾議員が言われる対象にならないというのは、他の法人の経営のことにまで踏み込まれるので、これはそういうわけにはなりませんよということを言っているわけですね。給食センターもメフォスという会社にお世話になっております。メフォスの会社の経営状況のことをここでどんなに議論してみても何とかありますよ。ならんと思えますよ。ゆうらくだってそのとおりです。そこにお任せして高齢者福祉の施設の運営をお願いしているわけですから、これは経営状況が苦しいのかよいかわかりませんが、そういうことできちんと施設の設置目的を全うしていただいているならば、それはそれでいいと私は思っております。ここで議論する必要はないというのが私の考え方です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私が言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、確かにその扱いについて、利用者についての扱いについては、こういう状況だがどう思うかということそれは要ると思うんですけど、ただ、私がするのは一つは、この後での言い方が先がよかったかもしれませんが、民間の委託という意味ですか、委託もそれから民営化もですけども、経営者というのは当然利益追求ということで、慈善団体じゃないんですから、利益追求ということが起こるということは当然だと思うんですよ。そうすると町長がおっしゃるように高負担、高サービス、低負担、低サービスというそういう構図が生まれることが全国的に多いように感じているわけなんです。そういう中で、聞いたわけです。

それでもう一つは先ほどの町長の答弁の中にあるんですけども、公的な場所ではいろいろ時間的な制限とかそういうのがあって、保護者のいわゆる働き場の関係で時間的なことがあって、民間を利用してもいいのではないかということなんですけども、そこで確認なんですけども、今4園ですか、ありますね、公立の。そこについては、民間委託とかそういうようなことは今のところは考

えに持たないというぐあいに理解していいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。そのお答えをする前に、この民間は利益追求が原則だということをおっしゃいましたけれども、これは民間といっても幅広いわけでありまして、例えば給食センターをやっておるメフォスはこれは民間中の民間というようなことで、これは利益追求をしているというように思いますが、ゆうらくの場合は社会福祉法人であります。これはもう目的が全く違っておりまして、利益追求ではありません。したがって、税金もまけてもらっておるというんでしょうか、税金の面でも優遇をして、社会福祉を増進するという目的で設置されているわけです。ですから、民間は一概に利益追求だということにくくらないでほしいというように思います。

それから、今の4園ある保育園をどうするのかということですが、先ほど申し上げた、そこで答弁申し上げた前提は4つあるので2園2園ぐらいを振り分けしてみたらどうかという気持ちで言っております。例えば2園を町の今いる職員できちんと運営すると。それは困難な保育、ちょっと手間暇のかかるような保育やそういうそれこそ公的な責任を果たさなければいけないような保育は町の方できちんとやったらどうかと。あと2園は例えばどこかの法人に、社会福祉法人とかそういう法人に雇い上げていただいて、職員の身分安定を図って、そして例えば指定管理なら指定管理するというようなやり方で進めたらどうかと。この4園のほかにもまた保育園つくってやるというようなことを考えているわけではございません。そういう一つの過程の中でこの問題を解決していったらというように思っているわけです。

職員の処遇の問題が、亀尾議員もいつの議会でも追及されますけれども、私もやっぱり重荷になっております。そういう状況が正常だとは思いませんので、そういうことを解消する、そして同時に子供たちの、保護者の需要、アンケートなんかとって読ませていただくと、本当に多様な要望があります。そういうことにこたえるのにどうしたらいいのか。そしてもう一つは、国は子育て支援が大事だといって言いながら、お金は惜しんでおりまして、町の一般財源の持ち出しが非常に多い。こういう効率的な行財政を運営していくのにはどうかというような観点、そういうさまざまなことを複合的に考えて、先ほどのような答弁をさせていただいております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長、先ほどくしくも言われたですけど、本当に国は何々が主眼だといいいながら、片一方では財源をどんどん絞ってくるやり方については、私も町長と同じで、何で国はこれだけ地方自治をいじめるんだらうかというぐあいに思っているところなんです。

まずわかったことは、町長の考えがわかったのは、4園ある2園は公的なことで責任でやるけ

ども、あと2園は全く私の今の答弁で、認識では完全な100%民間というんじゃないって、そういう法的なところですね、そういうところに指定管理も含めてという考えだというぐあいに、そういう答弁だったということなんですけどね、それで私はそれでいいとは思いませんけども、そういう答弁だということは認識します。

それで、次なんですけども、保育制度の見直しの中止は、町長は考えてないということの答弁だったと思うんですよ。それで私は先ほど、いろいろ1次報告の中とか、そういうようなこと、今の国の状況を言われたんですけども、私は一くりに言いますと、いわゆる子供の保育については自治体はやはり間に入って、きちっと責任を持つというんですか、そういう任務を負ってるわけなんですけども、一口で言うと、この制度になるとそういう公的な責任を回避する面が生まれてくるということ。いわゆる公的な性格というものは口では言ってるんだけど、しかし、申し込みから、あるいはいわゆる保護者からの、役所にしちゃう子で、保育のことについて、じゃあそこにとということで、入所についてはそういう役割をされるんですけども、一口に言うと、ああ、あなたの子供さんは確かに保育が必要ですというそのそれは認めるけども、ただ、行政はどこの園がいい、そうですねということは言わずに、とにかく保護者の責任で保育園を探さなければいけないという、そういう状況がこの制度改革にもあるわけなんですよ。

もう1点は、もう一つは今例えば南部町の子どもがこの保育園にあると、そうすると保育料は町の出納の中に納めるんですが、今度はこの制度が起きると、利用者は直接園にお金を払う。それだけでなくて当然補助金は国から来ますから、それを町が園の方へ持っていくという、だから利用者は自分で園を探して、それで自分で利用料を払ってというやり方になるんですけども、こういうやり方はどう思われます、町長。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先般も長妻大臣が保育園の視察などをしておられる様子がテレビで放映されておって、随分関心も高まったと思いますけれども、今、厳しい国の統制による設置基準、面積基準だとかあるわけですね、そういうものを緩和をして地方自治体がその地域の実情に合わせてやるようにしたらどうかというようなことが、地方分権の委員会で答申になっているわけです。そういう方向でやっていこうかということも含めて、保育園の問題をいろいろ見直していこうということになっているわけです。ですから、見直しそのものを否定するなんて発想はないと思っております。大いにやればええ、大に見直して現実に合ったものにするべきだということに思っております。

その中で、今おっしゃったその保育園を自分で、保護者責任で探さんといけんとかおっしゃい

ましたけれども、例えば私の孫のことと言って申しわけないですけど、私の孫は横浜におられますけれども、隣の友達はAという幼稚園、私の孫はBという幼稚園に通っておって、帰ると一緒に物すごく仲よしなんですけれども、自分で選択して幼稚園に行きております。保育園も一緒なことだと思います。ですから、いろいろな特徴を持った、それで、なぜ一緒にいのかということ、を孫に聞いて見ますと、Aという幼稚園は裸で保育をします。で、自分は裸になるのが嫌だということをおっしゃって、Bという幼稚園に行くんだということなんです。ですから、それぞれの幼稚園だとか、保育園で特徴的な幼稚園の保育をしておりますから、そういうことを選択できるということは私は非常に結構なことだというように理解をいたしております。南部町においては、そういうキャパがない、そういう選択ができないわけです。それだけのもんがないから。これは当たり前だと思っておられるかもわかりませんが、横浜市ではそういう選択の自由があるということでございまして、どう思うかとおっしゃいますけれども、私はそういう環境にある子供たちは幸せだなというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、町長の答弁なんですけどもね、私は選ぶということは、それは型にはめて、あなたはここだないといけんよとかそういうことは、それは個人の選択がありますからそれはいいんですけど、ただ、私がここで心配するのは、例えて言うと、子育てが大変な状況ですと、それで自分で探すというよりも、いわゆる今は、保育のそのことは自治体が責任を持つということが条文がありますから、それで、例えてですが、年度途中でどうでしょうかということになればいろいろ手だてをして、ここの保育園が町外の園でも、ここがあいてるんですけどそこでよろしかったらという、そういうことがあるんですよ。ところが、今度の制度改正の内容を見ますと、そうではなくて、あなたは確かに保育の状況が自宅では大変ですから、保育を受けてもいいですよという認定、いわゆる認可というんですか、それをもらうけれども、あとはそれ以上については、役所がどここの園がどうですからここが空きがありますよとか、ここは満杯なんだけれども、ここはもう一つここありますからという、そういう紹介というんですか、仲介というんですか、介入というようなそういうようなことをしなくてもいいという状況になるんですよ。園がいっぱいたくさんあるところならそれもいいかもしれませんが、しかし、確かに先ほどの園であれば総数でいうと390のところを南部町では4つの園で386の99%、100%を超えてない状況なんですから、そこまでは起こらんにしても、しかし、そういう状況がずっと今後もその制度としてあった場合に、一体そのときにはどうするのか、保護者も大変な思いするんじゃないでしょうか。少子化で大変だと言われている、そういう中で。やはり行政が

責任を持つということ、それから保育料についてもちゃんとその利用者のお金は園に持っていくとかいうそういう2つの流れではなくて、やはりきちんとしていくということ、そのことが必要だというぐあいに思います。

それから、あわせてあるんですけども、いわゆる補助金について言いますと、ちゃんと運営に充てるというぐあいに法で決まってるんですよ。ところが、今度の改正の要綱を見ますと、補助金はすべて園の運営に使われることが義務づけということは、そういうことはなっていないわけなんです。いわゆる極端なこと言えば、民間の事業者が、完全な100%事業者が参入して園以外のことに補助金を仮に使おうとも、あるいは法人になって株式か何かになってた場合はその配当金の方へ充ててもいいとか、そういうふうな使われ方になってくると、ますます今の国の財政が大変で、しかもそのために地方の交付税が削られているような中で、そういうような財政の流れ方をやってもいいんだろうかということを非常に私は危惧するわけなんです。そのことについて最後の質問ですから、どう感じとられるかということを答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。亀尾議員の質問にお答えをしております。

先ほどおっしゃいましたことでございますが、まだ今3次の勧告でございますが、これから4次の勧告をする予定になっております。これは保育園の問題だけではございませんでして、地方自治体がみずからの責任で効率的な自治体運営を行うことができるよう、この分権型社会にふさわしい税財政構造の構築に向けて、引き続き調査を行って審議を進めていくということになっておるところでございます。ですから、それがすぐに計画になるのではないかとということでございますが、ならない場合もございますので、今後の勧告を見ながら、慎重に対応してまいりたいというぐあいに思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。いわゆるここに民主党の政権交代、マニフェストがあるわけでございます。この中で私は非常に注目しているのは、いわゆる地域を大切にすると、地方を大切にするとことを訴えているわけでありまして、単純に地方公共団体がそれじゃあ潤ってうまくいくのかと考えればこれは単純過ぎて、誤りでありまして、その中ではっきり書いてありますのは、公共になる新たな主体というものを想定しております。いわゆる地方においては、公共は地方自治体がほとんど独占をしてきていたわけですけれども、この民主党のマニフェストによりまして、多様な主体という言い方で地方自治体のみをこの公共の担い手として位置づけておりませ

ん。ということはNPOであったり、あるいは社会福祉法人であったり、さまざまな公共を担うにふさわしい主体というものの連携の中で自治体もやっていきなさいと、こういうはっきりここに書いてあるわけでございます。このようなことを考えて、この保育園の問題などを具体的にどのようにしていくのかということですが、私は昔、この南部町や会見町で、旧西伯町や旧会見町で保育事業を行う、公共を担う主体がなかったときには、これは役場がせざるを得なかった。また、する必要があって保育行政を中心的になってやってきた。しかし、社会が成熟してNPOがたくさんできたり、さまざまな公共を担う主体が力量をつけた、民間が力量をつけてきているというような状況の中であって、いつまでもこの税金で地方自治体が全部やらんといけんという理屈はもう成り立たないというように思っているわけです。ですから、いい時期にノウハウも含めてバトンタッチをしていき、新たな課題というものが次々と起きているわけですから、そういうことに対応できる地方自治体というものをつくっていかんといけんという考え方を持っております。

例えば、子供の問題なんかも、御存じだと思いますけれども、就学前に委員会をしていろいろ子供の状況、就学の検討をするわけなんですけれども、多動性の子供たちが非常にたくさんいるというような新たな問題が起きております。こういうことをそれでは今までのことで手いっぱい、学校側ではもう対応できんというわけにはいきません。これはきちんと受けとめて、そういう子供たちも教育を受ける権利がありますから、受けさせる権利もあるわけですから、きちんと対応していかんといけんというような新たな課題が次々と出ていますから、いつまでも既存の仕事を守り続けるというか、やり続けるということでは私はないと、もうそういう時代ではないのではないかと考えております。民主党政権がそういうことをはっきり打ち出しておりますから、私はこの保育園の民営化問題についても議会の御理解をいただきながら、また保護者の御理解はもちろんだかかなければいけませんけれども、そういうことに果敢にチャレンジをしていきたいと、そのように思っております。

ただ、慎重にやらんといけんということは先ほど申し上げたとおりですけれども、そういう方向でできるところはどんどんそういうことを進めて、そして認知症だとか老人の世界では認知症だとか、子供の世界では多動性だとかいろいろありますけれども、インフルエンザや本当に新たな課題に少ない職員できちんと対応していくためには、そういうことにちゅうちょしてはならんと、勇気を持って取り組まんといけんと、このように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

1月16日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告をいたします。

ここで休憩をいたします。再開は3時20分とします。

午後3時05分休憩

午後3時20分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。7日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続いて質疑を行います。

議案第90号から議案第105号までを一括して質疑を行います。質疑に当たりましては、ページ、項目等を明示して行われるよう望みます。

議員各位に議長からお願いをいたします。質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて、簡明に質疑をしてください。

また、所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

議案第90号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正について。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんので、終結いたします。

議案第91号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 1 点だけお聞かせくださいませ。えぶろんの指定管理の分ですが、初日の質疑の中で町直営ですと160万ぐらいで、指定管理だと190万台になるっていう、私の耳の間違いかどうかわかりませんが、その差について1点お聞きします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長であります。先ほどの質問ですけども、実はえぶろんの管理につきましては、現在産業課の職員の方で行っておりますが、今後、指定管理になったときにその施設の管理、あるいは調理の指導といいますか、そういうものを考えまして人件費というものを新たに組んでおります。これにつきましては、1日4時間の一月10日、掛けるの12カ月ということで、大体33万を予定しております。それを組ませてというか、申請をいただいております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第93号、土地の取得について。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第94号、町道路線の認定について。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第95号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第5号）。質疑ありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 9 ページです。雑入の南部箕蚊屋広域連合負担金過年精算戻し金の発生した理由と、それから、同じく13ページの同じく高齢者福祉費の南部箕蚊屋広域連合負担金282万4,000円が増額補正になっておりますが、この原因について説明をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。南部箕蚊屋広域連合の町村負担金でございますが、これが年度別精算となりましたために、過年度の精算分ということで返ってくるものでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

午後 3 時 2 7 分休憩

午後 3 時 2 7 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。大変失礼いたしました。これは 20 年度給付費の確定による追加の金額でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 13 ページの方の連合負担金ですけども、20 年の給付費の確定によってということですけども、もう少し詳しく、少し意味がわからないんですけど、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。これは平成 20 年度でございますけれども、伯耆町の人口が訂正されたようでございまして、3,554 名というふうに計算されておりましたが、訂正後の人口が 55 名ふえて、3,609 というふうに訂正になりましたために負担割合が修正をされたものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 96 号、平成 21 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 97 号、平成 21 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 98 号、平成 21 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。
質疑ありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 4 ページの維持管理費の処理場維持管理委託料ですけども、脱水の処理回数が減ったということですけども、その原因について、汚泥が減ったのか、そのちょっと詳しく原因について説明をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 汚泥の減容化をしておりますので、その関係で汚泥量が減った
ということでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと申しわけないですけども、汚泥の減容化ですか、処理
技術が変わったということですか。ちょっとその辺詳しく説明してください。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 汚泥の減容化というものを旧西伯町の公共、農集の4施設にお
いて汚泥の減容化というものを取り組んでおります。その結果、汚泥量が減っておりまして、回
数にして大体15回程度が減るんじゃないかという予想のもとに、減額の補正をさせていただ
いておるものでございます。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 薬品等をまぜまして、汚泥をうまくやるためには循環させてる
わけですけども、その全体の汚泥が減るということで、この脱水作業というのはそれに伴って、
それからまた水を抜く作業なんですけど、それも必然的に減ってくるということなんですけども、
なかなか具体的な話がすいませんけども、薬品をまぜてそこにいる細菌を活性化を図って、それ
によって汚泥量が減ってくるという格好でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第99号、平成21年度南部町墓苑事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第100号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

あす 10 日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 35 分散会
